

令和 6 年 第 3 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和6年6月20日

至 令和6年6月21日

占冠村議会

令和6年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月20日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第11号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	承認第12号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第16	承認第13号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第17	承認第14号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第18	承認第15号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第19	報告第1号	令和5年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第20	議案第1号	動産購入契約を締結することについて
日程第21	議案第2号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について
日程第22	議案第3号	占冠村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を制定することについて
日程第23	議案第4号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第24	議案第5号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第6号	令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
総務課長	三浦康幸	企画商工課長	平岡卓
農林課長	鈴木智宏	林業振興室長	杉村政彦
建設課長	小林昌弘	住民課長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課長	岡崎至可	トマム支所長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係長	鈴木隼	財務担当主幹	橘佳則
税務担当主幹	小瀬敏広	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	下水道担当主幹	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	戸籍担当主幹	八木香織
国保医療担当係長	久保璃華	保健予防担当主幹	岡本叔子
村立占冠診療所主幹	佐々木智猛	社会福祉担当係長	川口晃平
介護担当主幹	佐久間敦	子育て支援室主幹	森田梅代

（教育委員会）

教育長	多田淳史	教育次長	木村恭美
社会教育担当主幹	上島早苗	学校教育担当係長	渡邊舞子

（農業委員会）

事務局長	鈴木智宏
------	------

（選挙管理委員会）

書記長	三浦康幸
-----	------

(監査委員)

監査委員	木村英記	監査委員	下川園子
事務局長	高桑浩		

○出席事務局職員

事務局長	高桑浩	主査	田中健士郎
------	-----	----	-------

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日はよろしく願いいたします。なお本定例会におきましては試験的にパソコン、タブレットの携帯を許可いたしますが、その取り扱いには十分ご留意をいただくようお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠委員長。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。6月6日及び6月12日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日20日から21日までの2日間といたします。

議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則

第124条の規定により議長において、6番、小林潤議員、7番、小尾雅彦議員を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から6月21日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの2日間と決定しました。

◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（高桑浩君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、承認第1号から議案第7号までの23件です。

議員提案による案件は、意見書案第1号から意見書案第6号までの6件です。

2ページをお開きください。説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

令和6年第2回占冠村議会定例会以降の議員の同行は、3月15日、全員協議会から3ページにかけて記載のとおりです。

8ページをお開きください。8ページから9ページは、令和5年度令和6年2月分の例月出納検査結果です。

10ページから11ページは、令和6年度令和6年3月分の例月出納検査結果です。

12ページから13ページは、令和5年度令和6年4月分の例月出納検査結果です。

14ページから15ページは、令和6年度令和6年4月分の例月出納検査結果です。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） ここで、村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。

審議資料4ページになります。1、報告事項であります、本日配布の資料をご覧ください。

報告事項、（1）占冠地域森林整備推進協定書の締結について。

令和元年7月に上川南部森林管理署と締結した占冠地域森林整備推進協定を3月28日に再締結し、期間の延長をいたしました。

この協定は、本村が課題とする林業経営基盤の強化や森林資源の循環利用に向けて、村有林と国有林が連携し林業事業体の育成、持続可能な森林整備などの課題に取り組み、林業振興を図ることを目的としています。

この間、共同土場において丸太の品等格付勉強会や層積検知勉強会を開催し、採材技術の向上と事業体の育成をめざし取り組みました。

また、製材事業者に向けて、村有林から生産された丸太を共同土場に搬入し、販路拡大に向けたPRを行なってまいりました。

今後においても、地域振興に向けて森林の多面的機能の高度発揮と効率的な森林施業の

推進、木質バイオマスをはじめとした資源の安定的・持続的な供給のため国有林と連携して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

（2）第10回山菜料理コンクールについて

6月1日に開催されました第10回山菜料理コンクールについてご報告いたします。

森林の恵みである山菜を若年層も含めたより多くの方々に親しんでいただくこと、さらに、山菜の新たな魅力を発信し、森林、林業や地域の振興につなげていくことを目的とした山菜料理コンクールも今年で10回目を迎えました。山菜を普及させ、生産、流通、消費の拡大を図ること、そして、山菜をツーリズムに活用するなど観光産業へも発展させることをめざして継続的に開催し、今年は北海道内外から応募件数152件、応募者数128人で、いずれも過去最高の応募となりました。

当日は1次審査を通過した8名が、村内で採取された山菜や山菜工場から提供された山菜を使い、山菜の特徴とそれぞれの作品の特徴を最大限に引き出しながら調理し、4名の審査員により山菜の素材が生かされているか、商品化等への発展性、おいしさなど、総合的に審査されておりました。

1時間の制限時間内に調理するというテレビ番組さながらの緊迫した時間が流れる中、最優秀賞に選ばれた和菓子「ふきうさぎ」は、来年、星野リゾートトマム内のレストランで提供される予定となっています。

また、第10回という節目の開催となった今回は、特別企画として「しむかっぱ一賞」を新設し、特別賞の表彰を行いました。しむかっぱ一賞に選ばれた「山菜たっぷり肉まんじゅう」は、より占冠らしさを加えるなどにより、本村のイベント等での提供を検討するこ

といたしました。

占冠村の特産品として加工生産がスタートしてから50年。これからも大切に守りつなげていきたいと考えております。

次に、2の主な用務等ですが、3月7日令和6年第2回占冠村議会定例会以降の行動については7ページまで記載のとおりであります。

次に7ページの3、入札につきましては、記載のとおり13件を執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

はじめに、2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

6月の広報によりますと、村の人口は1,366人ということです。住民がいつまでもこの村で暮らし続けられるような施策が求められております。人と農地は農業施策を進める上で重要な要素です。農業人が話し合いに基づき、地域農業での中心経営体や地域における農業の将来へのあり方などを明確化する、人、農地プランの実質化が進められております。

農業委員会のホームページに掲載される資料であります。各年度の目標及びその達成に向けた活動計画や活動の点検、評価を長年見てまいりましたが、村における管内農地面積が、平成27年度3月現在で1,062ヘクタールということで、この数字は長年この数字であったように記憶しておりました。それ

が平成31年の資料においては、668ヘクタールとなり、少し飛ばして、令和2年は602ヘクタールとなり、最近、令和3、4、5の4月現在ということでの数字では712ヘクタールと実に3割、4割もの農地がなくなっているという数字に愕然といたします。

村長の執行方針の中で、先人が開拓、開墾し今を生きる私たちに残してくれた大切な農地と述べているように、村の農地が大幅に消失していったことは本当にショックであります。

このように、大規模な農地の減少がいつ頃から起きたのかということと、どのような原因、要件で起きたのか、村長はどのように把握していたのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 木村議員の質問にお答えをいたします。

本件につきまして木村議員からの資料要求の際にお渡しした資料でも訂正させていただいておりますように、令和2年3月現在の農地面積は602ヘクタールではなく712ヘクタールであります。

村のホームページも既に訂正し、712ヘクタールとなっております。

減少の原因ではありますが、平成28年度から公表する様式の変更がありまして、耕地面積の根拠とする数値が、村の農業振興地域内農用地面積から農林水産省統計部、耕地及び作付面積統計における耕作面積となり、減少したかのような印象を与える形となってしまいました。

平成26から27年度に農業振興地域の見直しにおいて、農地地図情報システム、農振情報管理システムの航空写真により判別し、一筆筆面積ではなく、団地化された農用地分のみ

を求積したことから、大幅な減少、つまり1,062から851ヘクタールとなりました。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） このホームページの変更については、3月議会で更新が古いということで怒ったことがあって、その後、新しく令和からのホームページの掲載になったものですから、私もこんな状況になっているのが、なかなかわからなかったもので、古いのでもいいのかなと思ったんですけども、他の町村を見ると、3割、4割という減少っていうのはほとんどないわけなんです。平成27年からの資料がありますけれども、これほど極端な減少っていうのは表れていないので、相当考えられないようなあれだったんですね。

それで結局、農業委員会っていうものがわが村にあります。あくまで村長の指揮監督は受けない独立した行政機関ということで、一応農地利用の最適化の推進だとか、このような遊休農地の発生、防止、解消それから新規就農の促進という農地に関する事務全般を業務としている行政機関なのでありますけれども、普通の人だったら自分の土地が3割、4割なくなったらびっくりするし、怒ると思うんですね。この農地の当事者というか、農業委員会っていうのがこのような減少に対してどのような議論だとか対応がなされたのか、この農地というのは農業振興を進める上で、大きな関心ごとであり、大事なことだと思うので、村長はこの農業委員会の対応についてどのように把握していたのか、そのところをお聞きいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 農地減少に関わっての農業委員会との関わりでありますけれども、大幅な農地の減少というご指摘でありますけ

れども、公表する様式の変更に伴い、耕作面積の根拠とする数字が村の「農業振興地域内農用地面積」から農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計における耕作面積」に変更されただけでありまして、実際に大規模な転用があったわけではないことから、特に農業委員会においても議論なかったというふうに認識しております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 僕が初めて占冠に来た頃は、本当に農業も林業も活気があって元気があったと思います。今あまり元気がなくなっていると思うので、農業に関してはあんまり知らないので専門外でありますけれども、私なりの考え方を述べさせていただいて村長の考えを聞きたいと思うんですけれども、上川管内において占冠村の農地というのは圧倒的に断トツに少ないわけです。800とか700という数字ありますけれども、他のところは4桁だとか5桁というか、圧倒的に最下位の農地面積しかありません。広く集約、集積しやすい農地は既に村の大農家によって借り上げられておりまして、残された農地というのは、飛び地の小さな農地だけだと推測されます。

小規模の農業では太刀打ちできない状況になっていると思います。それで農地の規模に関連しない「水耕栽培」であるとか、小さな農地でも対応可能な高付加価値の商品作物の栽培を探る農業振興策を目指していくべきではないかなと思うんですけれども、そこに対する村長の考えを聞きたいのが一点。

もう一つ、今、村では本当に農家を引っ張っていけるような知識と技術を持った専門の職員が不足していると感じます。

また北海道においては、所有農地800ヘクタール以下の市町村は農業委員会を設置しな

くても良いという選択も可能なわけです。職員の事務量を減らし、農業施策は農協とうちの村の大きな農家さんに任せて、あくまで行政はその補助や支援に徹するという施策というか方策への転換を考えたらどうかなということ、以上二点について村長の意見をお聞きいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） ご質問の前段部分でございます、高付加価値の商品作物の栽培等の農業振興の部分でございますが、水耕栽培についてはいろいろ水利の問題もありますので難しいのではないかと現時点では考えております。村では比較的小規模な面積でも営農が開始できる「めん羊牧場」での就農が過去10年で3件ありました。引き続きその他、施設園芸などと併せて、農業振興策の一つとして検討してまいります。

次に二つ目の農家を引っ張っていける知識と技術を持った専門の職員が不足しているというご指摘ですが、本村の主力農産物である酪農、畜産に関する専門の職員として採用した職員がおりますが、富良野沿線各市町において専門の職員は配置されておられません。

現在の営農指導においては、北海道の出先機関である、上川農業改良普及センター富良野支所やふらの農業協同組合が担っており、市町村は国や北海道の農業政策に沿った中でそれぞれ選択し、実行しております。

なお、後段のご指摘の農業委員会に関することについてですが、農業委員会が置かれなくても、農地のある市町村では法律上、農業委員会の所掌する事務はありますので、当該市町村の農地法上の農業委員会の事務は市町村長が行うものとされており、農業委員会がない分、職員の事務量は増加することが予想され、ご指摘の職員の事務量が減ることはな

いというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 専門外のことはこれまでにしてですね、得意ではないんですけどもバスの問題についてお聞きいたしたいと思います。

3月議会の行政報告において、J R根室本線富良野新得間の代替交通について村長から報告がありましたが、その中で、新規バス路線も設定に加え云々と続いて、富良野市内での乗降を可能にした云々という報告があったわけです。先日、用事があって5月29日に村営バス乗ってみました、だいたい昔と変わらないような状況でありました。私もこの村長の富良野市内での乗降を可能にしたというこの発言というのが今どういうふうになっているのか、そのへんをまずお伺いいたしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 村営バスの関係のご質問で、3月議会における行政報告において報告させていただいております内容でございます。このことにつきましては、占冠村地域公共交通会議で承認されたことに伴いまして、根室線富良野新得間の代替交通と関連があることから報告させていただいております。

富良野市内での乗降については、占冠村地域公共交通会議で村民に限り富良野市内での乗降を可能とすることに対して承認されたことに伴いまして、実施にあたり運用面での取り扱いなどを決定する必要があることから実施時期については詳細に述べてはおりませんが、実施に向け努力を進めているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 私はてっきりJ R線

代替交通の箇所での行政報告でしたので、当然根室線を利用することとなる一般客や観光客の利便性拡充のための施策であると判断し、これはすごくいい施策だなと思っておりましたが、勘違いでありまして、あくまで村民の乗降についてということだったわけです。

今回の代替バスの状況につきましては、5月末の道新の朝刊に、代替バス伸びぬ利用と題する記事が掲載されておりまして、新設された金山富良野間と森林公園、東鹿越ですか、それとトマム間の町営バス2路線では5月19日の時点までの乗客数は、2路線とも130人前後で一便当たり1人以下であるという大変な状況だそうです。

やっぱりこのような状況も加味し、JR根室線の代替交通としての政策拡充が必要と考えるなら、村民、町民だけじゃなくて、一般客や観光客への配慮も必要なのではないかなと思います。

5月15日の道新の記事に載っていたんですけども、南富良野町営バス金山富良野線では富良野市内は富良野バス西達布線と重なるため、富良野行きの便では乗車はできない、金山行きの便では市内では降車できないというふうに記載がありまして、まさに昔の占冠バスの方法になっているわけですし、余計なことかもしれませんが、やはり観光利用ということをややはり南富良野も占冠も大事にしていかなければならないと思えば、やはり協力し合って、南富良野町営バスもうちのバスと同じような方法で富良野市内での乗降を可能にすることができないのかどうか、協力できないのかどうか、そのへんを村長に尋ねたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 代替バスの利便性の向上というご質問かと思っておりますけれど

も、この度富良野市内での乗降を村民に限り実施するよう働きかけたことに対しては、以前村民より富良野市内での乗降についての要望があったことから、占冠村地域公共交通会議の場で説明したことが発端となっています。

このため、あくまで富良野市内での乗降は村民に限ったこととし、検討を進めることとなりました。村民限定としたのは、観光客等の富良野市内での乗降を認めると、富良野市内の交通業者の既得権益を侵害することに繋がること、それから富良野市内の交通体系を守るといった観点から、地域で運営しているバス会社、タクシー、ハイヤー会社を利用して欲しいといった、占冠村地域公共交通会議委員の意見を尊重したものであります。

また、現状、富良野市内のふらのバス株式会社とタクシー会社の運行、運賃を守るために、他社での乗合バス区間乗降は認めないと聞いております。

このことにより、あくまで村民限定での富良野市内での乗降を進める運びとなっております。

なお、南富良野町営バスの富良野市内での乗降については、南富良野町営バスの運行取り扱いや実現可能な実施体制など、詳細を把握していないことや、先ほど申し上げました富良野市内の交通業者による既得権益もあることから、こちらから南富良野町に対し直接働きかけを行うことは考えておりません。あくまで南富良野町の施策によるものと認識しておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 昔から、村民から富良野市内での乗降を可能にしてくれということで動いたという話なんですけども、代替交通の時に合わせてやらなくても、それはもっと早めに対応しなければならなかった、発表

しなければならなかったのではないかと思います。そして、富良野市内のハイヤーの既得権益とは言いますけども、今は規制緩和っていうんですか、そういうのが進んでいまして、札幌市内なんかでもね、ハイヤー拾い合って大変なんですよ。それだけ運転手も足りなくて台数減らしてですね、やはり札幌市内でもライドシェアを導入しようとか、そういう話になっているわけなんです。

だから、富良野市内でハイヤー会社になるべくバス何とか使わないでくれとかっていうことではなく、やっぱり路線によっては占冠バスを使っただいて、安い料金で運んでもらえるとか、やはりそういうような規制緩和のために、あなたたちもうちょっと我慢してそれを見せていかなきゃダメなんじゃないか、という発言をうちの村長がその会議でやっていただいて、リードしていかなきゃダメかなと僕は思っているんですが、そのへんちょっとお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） バス運行に関わっての話でございますけれども、先ほど申し上げました、バスなりハイヤーなりそれぞれの関係者も占冠村の地域公共交通会議の委員に入っております。過去からなんとかこういったことを認めてほしいというお話は、私もさせていただいております。この際線路がなくなることでありますし、ぜひ認めてほしいということでお話を私からさせていただきました。それを受けて、富良野市内の交通事業者3社より富良野市内での乗降を認める件について、富良野市が行なっております富良野市地域公共交通会議の場においてですね、そういった方向性を示され占冠村にその回答が出てきたところであります。

かねてから北海道運輸局旭川運輸支局に対

してはそういった規制緩和はできないのかというお話はさせていただいておりますけれども、事業者との調整が取れなければ難しいというお話で、先ほど議員も言われたとおり規制緩和がどんどん進む中で、今時そこをいつまでも固執しなくてもいいんじゃないのかという話もさせていただいたんですが、やはり決まりごととは決まりごとということで事業者の既得権益を侵害するということは大きな要素となってこれまでも認められなく、今回初めて認められたという経過になっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 富良野市も占冠村も、やはり観光ということが目玉でこれから大事なことだと思うので、もうひと踏ん張りして、村長にはそのへんのことを、業者さんに説得というか、引っ張ってほしいと思います。

次のところにいきまして、バス停の時刻表なんですけど、何て言うんですか、立っているぼっこが錆びついて汚かったり、ものすごく老朽化が著しくて、掲示時間もわからないような箇所が数多く見られるわけなんです。

特に幾寅バスが新しくなったので、占冠のみすぼらしさっていうのが著明な状況になっています。JRからのこの度の交付金がありますので、これを機会に停留所のあの時刻表って言うんですか、あれをビツと新しくして、幾寅に負けない、ダメだったら幾寅の利用させてもらうとか、そういう方法を考えて何とか対応できないのか、そのへんの答えをお聞きして私の質問を終わります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） バス停の更新ということのご質問であります。バス停の時刻表、バス停そのものも、ご指摘のように経年劣化

による損耗があるのは理解しております。このことについては、予算が限られている中ですべてのバス停の整備は難しいというふうに考えておりますけれども、毎年、予算の範囲内で特に損傷の激しいバス停時刻表の更新、時刻の表記、バス停の錆落としなどの整備を順次行なっております。

予算絡みでＪＲからの交付金というお話がありましたけれども、交付金についてはバス購入など、大きな財源が必要な場合に備えたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで２番、木村一俊議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて７番、小尾雅彦議員。

○７番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

一つ目ですが、村財政調整基金の現状と今後の方向性についてです。

現在の村の財政調整基金の残高が大変な状態にあると感じております。今後の村財政の根幹をなす基金残高の状態では、村づくりに大変大きな損失となることが予想されます。経過として、昨年６月の定例会では木村議員が一般質問で、幅広い見地からの指摘により議論が行われました。基金の残高等についても、過去１０年来の推移等でなされておりました。その中でもあったんですけれども、来年度実施予定の国勢調査の結果によりまして、取り組みの国勢調査の人口によって大きく歳入の根幹が左右されることになります。

現状、５月末での５年度の出納検査があります。もう時期的に終わりましたが、この質問するにあたって総務課長にも聞き取りさせてもらったんですけど、一時期は大変だったというような話もありました。現状の村財政

調整基金の残高と、村長は総務課長も経験していますので財政には明るい方ですけども、今後の方向性について、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 小尾議員のご質問にお答えをいたします。

財政調整基金の現状ということでのお話があります。令和５年度末の最終的な財政調整基金の残高は、約２億２,４００万円となっております。令和４年度末と比較して約７,２００万円の減少となりました。

特定目的基金が７,０００万円の増となったため、基金総額は前年度とほぼ同額となっております。

公用財産の老朽化への対応や、物価高騰による経常経費の負担増などに鑑みると、予断を許さない厳しい財政状況であることに変わりはありませんが、今後の方向性としては、有利な起債や補助金の活用を図りながら、可能な限り財政調整基金の積み増しを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） ７番、小尾雅彦議員。

○７番（小尾雅彦君） 今後の方策についても述べられましたが、やはり前回木村議員との調整の中でもですね、三つの歳入確保のためにはということで、基調がありました。各種補助金等の活用で特定財源の確保、二つ目にはやっぱり国勢調査での人口確保、三つ目に挙げられていたのが宿泊税など新たな財源の確保を持って進めるというような方向性が村長の方から発言がありました。

私が危惧しているのは、先ほどの答弁にもあったとおり、だいたい現状維持では推移してきているということの状況ですけども、やはり経常経費の増加ですとか、福祉施設、保育施設の新たな建設もありましたので、維持

費、経費は伴ってかかってくるという現状にあると思います。

歳出抑制には今後も取り組みを強化されながらも、私が危惧しているのは過去にやはり職員費で、人件費の削減があつて何とかリゾートの危機ではあつたんですけども乗り切ってきた、そういう経過があるものですから、やはり聖域となっている人件費は職員の日々の職務の遂行からやっぱり手をつけていたでは困るというようなことで、やはりこういったところを私としても強くお願いをしておきたいと思っております。

来年度の国勢調査の取り組みに向けて、担当は企画の方で準備なされていると思うんですけども、やはり庁内全域でトマムの従業員、しいては道東道の四車線化で事業者さんが今年から入っている状況にありますので、担当機関だけではなくてですね、全庁的にやっぱり国勢調査の結果に大きく左右されますので、やはりプロジェクトチームを作ってもですね、本当に漏れなく調査移管が結果として現れるようなそういう取り組みを期待したいところですけど、そういったところも含めて、今後の取り組み方策として村長の考えを再度伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 財政状況によって様々なことが懸念されているということでのご質問かというふうに思います。

最初にありました、経常経費の負担増については明らかに議員ご心配のように、今回学校、公共施設におけるクーラー等の設置による電気代の高騰だとか、燃料費も今の状況では早々下がらない状況があります。そういったものもありますし、もちろん人件費に関わる高騰もあつて、この経常経費がどの程度上がってくるのかという心配はあります。その

中でも、やりくりをしながらやっていくということでもありますけれども、今ご心配のあつた当時、自立推進計画等を作つた状況の時にはですね、議員言われるように職員の人件費、手当の50パーセントカットといったように、人件費に手を付けて急場をしのいだという過去の歴史があります。当時、学者からは人件費に手を付けるのは最後にした方がいいというアドバイスもあつたわけですけども、あの当時、歳入をなかなか読み切れない環境があつて、歳入に合わせた歳出削減ということで、そういったことの中から人件費の削減をしました。

私は、議員言われるとおり、歳入がない、財政が保てないという状況になるかどうかわかりませんが、そうなんでも、先ほど言いましたように人件費の削減をもってそれに充てるということは考えておりません。最終的に人件費は最後なんだろうというふうに思っております。やはり経済循環を考えても、国でも言われるとおり、しっかり払うものは払って、経済を回していくんだという考え方はそのとおりだなというふうに思っておりますので、そういった考えを持っています。

歳入を増やすための国勢調査、つまり人口増に関わつてのご質問もありました。そういった中で、国勢調査につきましては、今年から準備を始めて調査区設定等を始めているとは思いますが、これまでもそうでしたけれども、トマム従業員等については直接会社の方にお世話になつてトマム、例えば星野リゾートさんに従業員の調査を依頼するとか、内容を知っているところに委託というか賃金を払って委託をしているということです。

それから、過去に高速道路の事業をやっている時も、ちょうど国勢調査にあたつた年は、高速道路の事業者を調査員として選任をして

調査してもらったり、内容に精査している方を調査員として委嘱するというようなことを考えながら、やはり国勢調査で人口の漏れがないように、そのことが財政に大きな影響があるというふうには考えておりますので、対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問中ですが、ここで11時05分まで休憩します。

休憩10時55分

再開11時05分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 先ほどの村長の答弁でも、トマムリゾート関係については定期的な協議もあると聞いていますので、星野さんとのコンタクトは例年どおりになるのかなと思いますが、やはり大きな事業所としてクラブメッドですとか、その他関連産業のテナントさんもありますので、十分そのへん漏れなくということの前提をよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問2の項目に移りたいと思ひます。森林環境譲与税の使途と取り組みについてということで、村広報誌6月号に森林環境譲与税の詳細な特集記事が掲載されておりました。

大変わかりやすく拝見させていただきましたが、一応何項目かの内容について、活用方策について確認をさせていただきたいと思ひます。ちなみに今月6月の発布で住民税に対するの復興名目で1,000円の徴収もあります。そんな中で関心事ではありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

一つ目ですが、私有林の整備事業が譲与税のメインとなるというふうに私も理解しております。併せて公有林整備の状況も広報の中

で掲載されておりました。今年度は被害地の改植作業ですとか、寄贈を受けた森林での作業道の補修の事業予定が掲載されておりました。ただ事業の活用方策としては事業量が少ないのではないかなというふうに思われます。確かに歳入に伴っての積立をしての活用ですから、財源としての取り組みから事業量、活用が決められるのかなと思いますが、事業体を含めた、育成も含めた中での今後の取り組み方策を伺いたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 小尾議員のご質問にお答えをいたします。森林環境譲与税に関わつての事項であります。

現状、村内の林業事業体については議員ご存知のとおり、小規模経営ということで事業を実行している現状にあります。

事業実行に際しての事業体の意向として、人員規模に応じた事業量が要望として寄せられていることを一つご理解いただきたいと思ひます。

村有林、民有林合わせた事業確保を計画的に進めているという実態でありまして、この環境譲与税については、この事業に充てておりませんので、補助事業等を活用しながらやると。環境譲与税については、あくまで村内における新たな補助制度を作つて、ここできまると林業振興事業と担い手対策事業、安全推進事業ということでそれぞれ、そちらの方に財源を充当しているということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 二つ目の項目では、先ほど来答弁もありますが、林業労働者の担い手対策なんですが、新しい就労者の方もあつて小さいながらも企業努力でがんばつて取

り組みをされているというふうに理解していますが、やはり今後の村づくりのための定住対策を促進させるためにも、賃金、確かに過酷な状況で就労されていますので、住宅の手当等手厚い対策が求められます。広報の中でも、そういう紹介がされてはいるんですけど、まだまだ手厚い取り組みが必要ではないのかなと感じます。そういった就労対策も含めて、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 林業労働者の就労対策への支援ということで、先ほど来議論になっているとおり、この森林環境譲与税を使ったそういった施策については、取り進めているところでありまして、近隣自治体と比較しても林業労働者の担い手確保のための事業、方策は遜色ないものと考えておりますが、今後、林業事業体等の意向等の把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

現状まだここには載っていないかもしれませんが、事業体との協議の中で研修費だとか資格取得のための研修費の費用を助成させていただいておりますので、使い勝手の良い担い手対策に繋がる譲与税にしなければならないというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 他の自治体とも比較しても、村の方は取り組みが先進的だという話なんですけれども、ぜひ事業体との定期的な調整で、遜色なくこの譲与税が生かされるように取り組んでいただきたいと思います。

二つ目と言いますか、三つ目の質問ですが、基金の積立状況ですが、これまで年次的に積み立てられて2,400万円程の積立がされています。お聞きしますと、制度上の取り決めとしてこういった基金の積立義務があるという

ことですが、活用方策についてはこの基金の内容から生かされていないような気がするものですから、重複するので村長も答弁しづらいかと思うんですが、再度伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 基金の積立状況でございます。令和元年度から5年度までの森林環境譲与税は、すべて森林環境譲与税基金に積み立てられまして、総額は2,444万4,000円となっております。各種事業への充当後の譲与税基金、令和5年度残高は1,693万4,000円となっております。

村の森林環境譲与税の活用状況につきましては、議員先ほど言われたとおり広報6月号のとおりでありますけれども、活用の基本的な考え方は、「森林整備の推進」「人材の育成、担い手確保」「木材利用の促進」「普及啓発」の項目でありまして、これらを推進していく考えであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） この項目で関連性がどうかと思われるかもしれませんが、以前、村長から村内に木工場の誘致のお話がなされたと記憶しております。現状でこのお話は進展があるのかどうか、それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 木工場誘致に関わってのご質問であります。私としては、本村の9割以上を占める森林資源を生かした取り組みや関連企業の誘致は、本村の地域振興において非常に重要であるとの認識を強く持っているところでございます。

木工場誘致の進展についてのご質問でありますけれども、昨年6月の定例会での答弁以降、進展は現状ございません。2社とコンタ

クトを取って協議をしているという状況でありましてそれ以降の進展はありませんが、その一方で、木工場誘致の協議の中から本村の森の恵みを最大限生かした特産品の開発について議論が進みまして、ジンとリキュールの製造につなげることができました。

このことは、単に特産品を作るだけではなく、そこに関わる人や事業体も出てまいりますので、本村の森林資源を生かした地域振興の一翼を担うものであるというふうに考えております。

木工場の誘致に限らず、企業誘致についてはおいそれといかないというふうに考えておりますけれども、引き続きそういった活動を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。

○7番（小尾雅彦君） 進展がないということで、話が途絶えてご破算になったわけではないと感じ受けましたので、今後も企業誘致も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

質問3であります。しつこいようですが、村の人口の現状と今後の展望についてです。

村の広報紙で4月末の村の人口が掲載されておりました。確かに季節的な移動の時期でもありまして、1,366人、前月対比ではマイナス130人、内外国人が340人と掲載されております。

この要因はトマムリゾート施設の季節的な移動によるものと思われませんが、リゾート施設に頼らない打開方策が求められていると思います。

現状で明るい展望として村長の考えはないものかお伺ひしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） リゾートとの人口の

絡みのご質問であります。4月末の人口が、3月末と比較し130人減少しておりますけれども、その要因は、トマムリゾートの従業員がウインターシーズン終了後に村外へ転出されているもので、季節的な移動によるものです。130人という人数は、村の総人口の割合からすると大変大きな数字ではございますが、私自身はマイナスのイメージで捉えておりません。

観光業に限らず、季節的な移動や地域間の移動は、昨今の働き方として多く見られるようになってきたと感じております。

もちろん本村に定住いただくことが望ましいということと言うまでもなく、サマーシーズン、ウインターシーズンでの移動を繰り返す中で、少しずつでも本村に定住いただけるよう住宅施策や子育て支援などを進めているところであります。

現状で年度ごとの4月の状況を見ますと、令和4年で外国人を除く人口が1,084人、令和5年で1,061人、令和6年4月で1,026人ということで、外国人を除くと概ね1,000人ちょっとのところを移動しているという状況になっております。

昭和58年のアルファリゾート・トマム開業以降、本村はリゾートの発展とともに地域振興を図ってまいりました。

村内の産業構造を見ても、第三次産業の占める割合はトマムリゾートがスタートする前と比較して大幅に伸びています。

今後とも占冠村の魅力であるトマムリゾートとともに村づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。今回は三点ですのでよろしくお願いしたいと思います。

まず一番目ですけれども、会計年度任用職員の手当、これは勤勉手当の支給についてであります。

昨年12月の定例会で、地方自治法の一部を改正する法律、令和5年法律第19号で国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能になり、令和6年度から支給するのを確認しました。

答弁では勤勉手当の財源は、交付税で措置されるので、交付税算定の実績の中で確認されれば勤勉手当の支給をしたいとのことでした。

2024年度地方財政計画、2024年2月6日閣議決定において会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する経費として1,810億円が計上されています。

改正後の地方自治法は、令和6年4月1日施行であります。交付税算定の実績の中で勤勉手当分が含まれていたのか確認をしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 小林議員の質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員の勤勉手当に関わっての交付税算定の件でありますけれども、令和6年度の交付税算定の内容につきましては、例年6月下旬に発行される「地方交付税制度解説（単位費用編）」でその大枠を把握することができます。あと2、3週間でこれらの情報が入手できますので、必要な資料が届き次第、内容の分析を進めたいと考えております。

会計年度任用職員の期末勤勉手当を職員並みにした場合、年間で約1,500万円程度の負

担増が見込まれることから、国の財政措置、全道的な市町村の対応状況、そして村の財政状況等を考慮しながら慎重に判断すべきであるというふうに考えておりますが、働く者が報われる地域社会を目指し、可能な限り前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） 今現在、交付税の算定事務の中で確認が取れていないという答弁でした。

私、去年の質問の際に言ってなかったんですけども、会計年度任用職員に該当する部分で、地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議っていうのも出ております。言ってみれば、政府は会計年度任用職員の勤勉手当の支給について令和6年度からすべての地方公共団体において支給が開始されるよう努めること。

また、制度改正より必要となる財源についてはその確保に努めること。

そしてもう一つ、勤勉手当の支給については期末手当及び勤勉手当のいずれをも支給することが基本であることを地方公共団体に対して周知するというので、ここの附帯決議案の中で地方公共団体にもこのような改正案になったということで、附帯決議が採決されているのですが、この手の通知があったかをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の附帯決議の内容については、私も担当の方から聞いておりますし、確認しましたら通知はきているということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） いずれにしても、交付税算定の中で勤勉手当の関係がまだ確認

をできていないということです。ここで「〜れば」「〜らば」の話をしても議論が進みませんので、今の答弁を聞いてですね、必要があればまた次回の定例会に質問をしたいと思います。

それでは質問の2番目に移ります。村独自の給食提供についてであります。

昨年12月に2020年国勢調査を基に2050年までの地域推計人口を国立社会保障・人口問題研究所が発表しました。全道179市町村全てで減少、67市町村は人口が半分になるという内容でした。

本村は、1,306人から807人に減少すると推計されていきました。人口減少の対策は、喫緊の課題であります。これまで新規就農者、地域おこし協力隊の定住で一定の成果は出ていると思います。

広域連合との関係もあると思いますが、人口減少に歯止めをかけるには雇用の場の創設が重要だと考えます。具体的な例として占冠村独自で地元の人を雇用して、地元の食材を使い、施設の厨房を利用して、保育所、小中学校の給食、小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」への食事の提供を考えれば持続可能な事業として成り立つと考えます。村独自の給食の提供について村長の見解を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 独自給食の提供にしましては、以前にも議論された経緯があると認識しております。仮に雇用の場の創設としての独自提供となりますと施設の新設が必要になります。

ご提案の村内施設への提供数は、一日あたり最大160食程度と想定され、調理能力300食程度の施設を建設した場合、職員数は栄養教諭、調理人を含めて10人以上の雇用が可能と

考えられますが、建設費数億円と年間運営費8,000万円程度の財源が必要となります。

地元食材に関しても、100パーセント賄うことは困難かと思われます。

雇用の場の創設と人口減少対策は、大変重要な課題と認識していますが、本村の財政状況、人材の確保、広域連合での共同調理のメリットを考えますと、現時点では、独自提供は困難であると考えています。

また、とま〜るについては、土日関係なく365日、毎日、朝昼晩の食事提供を行っております。平均利用者数は6から7人と少ないですが、高齢者に寄り添った食事提供をしております。

また、配食サービスについては、毎週、月・水・金の3回、夕食提供ということで、これも主に高齢者に寄り添った食事、お弁当を各家庭に配食しております。

このように、各事業それぞれ、提供日時であったり提供方法など、供給体制の違いがあります。少ない対象者の中、それぞれの事業規模に見合った施設整備、職員体制を構築していますので、今後の生活スタイルの変革、少子化を考えると、現状の体制を維持していくことが適当と考えております。

保育所の給食ですが、1歳児から5歳児の年齢に応じた給食だったり、アレルギーの関係、配食の関係であったり、かなり難しいと思われます。

それぞれの規模に応じた体制を整えていますので、多大な経費を要する、総合的な給食施設の運営に関しては、現状難しいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） ただいまの説明で保育所、小中学校、それからとま〜るの食事の提供は今の厨房のキャパでは無理で、新しい施

設を作らなければならない、その建設費で数億、それから人件費の関係でもかなりの金額がかかるということで、今行われている小中学校の給食については富良野学校給食センターのが一番いいだろうと。そしてとま〜るについても、とま〜るの厨房で作るのが一番いいだろうということで、私も村長に最後にまとめて答弁されたんですけど、せめて保育所だけは結構立派な厨房があるものですから、保育所の園児だけはですね、給食できないのかということをおもうと思ったんですけども、最終的に保育所もですね、やはり今の施設だけでは足りなくて、かなりの整備費が掛かるという答弁でしたので、私も一定の理解はしたということでこれで私の質問を終わりたいと思います。

質問3です。繰越明許された学校施設環境改善空調事業、小学校、中学校の事業での契約についてです。

この事業は、3月定例会で夏までに間に合うように進めるとの説明がありました。全道的に実施されるようではありますが、需要も重なり品薄も懸念されますが、契約が締結されたのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

本件は、令和5年度学校施設環境改善事業補助金を財源として、令和6年度に事業を繰り越して実施しているものでございます。

議員ご指摘のとおり、本年度、夏季休業中の設置完了を目指しておりましたが、実施設計期間を含めた設置工事期間が6か月程度見込まれまして、夏までに設置することは厳しい状況というふうに認識してございます。

本年4月に実施設計を契約しておまして、それから設置工事期間を含めた工事期間6か

月ということになりますが、要因としましては、本補助事業を効果的に活用するというために実施設計を行うということ、それから機器の調達に時間を要するということが挙げられますけれども、既存のエアコン設置教室の活用ですとかガイドラインを活用しながら、暑さ対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

できるだけ早急に設置するように手を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 6番、小林潤議員。

○6番（小林潤君） 6月17日付の道新で、道内の公立学校の普通教室に設置するエアコンの整備率について、市町村立は19.1パーセント、市町村の教育委員会は設置を急いでいるが、業者の人手不足などで工事完了までに数年かかる地域もあると報道されていまして。今、教育長の答弁で本体工事工期は6か月くらい見なきゃならないということでしたが、これはあくまでも予定でしか答弁できないと思うんですけども、本体工事の工事完了は6か月の期間を工期としてみて、終了完了時期っていうのはいつ頃と想定しているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをいたします。実施設計の工期が今のところ8月になっておりますので、それ以降の発注ということになってくると思います。ですので、順次各学校を付けていくことになると思いますけれども、早くても9月、10月ということになってくるかというふうに考えておりますが、受注をされる業者によるかなというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず一点目、トマム地区公営住宅の延焼後の建物について伺います。

公営住宅が火事になってから半年が経ちました。現在もそのままになっており、雪解けが進んだ頃から風で飛ばされたゴミなどあちこちに散乱していました。ただそのゴミというのは、近所の方が拾ってくださっているのきれいいにはなっています。

その対策として、住宅の周りにネットなども張ってくださっていますが、住宅の状況というのは徐々に悪化していっています。匂いというのも出たままです。風向きによってはドアを開けていると、燃えた時の匂いなどが入ってくるような状況です。

その中で、当然近隣住民の方も今後どうなっていくのか心配をしているところです。建物の今後については、予算のこともありますし、保険のこともあると思いますので、いろいろ調整が必要だとは思いますが、わかっていることを近隣住民に知らせていくということは必要なのではないかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 下川議員の質問にお答えをいたします。

トマム地区の大きな課題の一つとして、住宅不足があります。そのような中でこの度の火災は村としても大変遺憾であります。

2023年12月11日に火災が発生してから、同年12月13日に保険窓口へ罹災速報を提出しまして、年明けには様々なパターンでの見積りを検討しておりました。ところが雪解け後でないと確認できない場所もありまして、時間

がかかっているのが現状であります。

焼損後の建物の現状復旧には多額の予算を要すると考えられますが、住宅不足を少しでも緩和するために、できれば来年度の当初予算で現状復旧の予算計上ができるよう財源確保を含め検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

現状でお答えできることは以上になりますけれども、何とか早く燃えた方の片付けだけでも今年の予算でできないかと、保険会社との話になりますけれども、そういったことをしながら、危険対策も合わせて実行していきたいというふうに思っておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 今の村長答弁からいきますと、解体についてもまだ時期が全く未定だということになるかと思えます。ただ、建物はやはり日に日に悪化していて、落ちてきてはいないですけれども、ひび割れがひどくなったように見えてきたりですとか、その中をカラスが行き来していて、いたずらしているというか、そういう状況なども出てきています。

その近く、燃えてしまった住宅の横にはすぐ道路もありますし、万が一崩れてきたとなれば、道路にも出てしまうかもしれないですし、住宅の向かいのところには一応児童公園もあります。立地場所から考えると、やはり撤去だけでも早くすべきと考えますが、今年度など見通すことというか、なるべく早く解体に向けて動くことができないのか、もしくは現在のネットをもうちょっと補強するとか、崩れてこないようにするとか、そういった対策ができないのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 大変処理が遅れてお

りまして大変申し訳ないなとは思っておりますけれども、全棟撤去と火災部分の撤去、保険屋さんには全棟撤去をお願いをしているのですが、認められるかはわかりません。その際、全棟撤去であればすぐできるんでしょうけど、片側の燃えた部分の撤去ということになりますと、要は修繕見積りを出してその鑑定を受けて、それから処理をするということになります。

私が担当に伝えているのは、それらの鑑定が終わったらすぐ、全棟にしても半分にしてもその燃えた方の撤去を速やかにできるように話ししてくれということで進めさせておりますので、それらが上手くいけば今年度予算で燃えた分だけは撤去できる。仮に何もできないということであれば、議員言われるように何らかの方策を取らなければならないというふうに思いますので、そのへんは状況に合わせて検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） こちら1番目の質問に関しましては、状況をこのまま経過を観察するしかないのかなという状況ではありますが、ただやはり近隣住民の方は何も知らないまま過ごされています。いつどうなるのか、この先どうなっていくのか、ということも全くわからない状況ですので、現在できないにしても、今後の状況、現在調整中なので来年度に向けて動きたいと考えているとか、補強するだとか、そういったことをやはりそろそろ周知しないと、半年経っているのに住民の方も限界がくると思っております。そういった周知に関しては検討されないのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） ご心配の点、もっともというふうに思っておりますので、状況整

理をして当面こうだというようなものは、チラシ折り込みか回覧かになるかと思いますが担当の方で整理をさせてお知らせするように指示をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 続きまして2点目の質問になります。

村有地譲渡後の近隣住民への周知、対応について伺います。

先日、6月5日の行政区回覧とともに住宅用分譲地等購入者募集のお知らせというものが入りました。その中で、トマム地区の村有地の譲渡というの情報も載っていたわけですが、トマム地区では最近、民間企業の方の動きが活発になってきていて、民有地の取得とかの話が進んでいるところです。

そんな中で、村有地の購入についてもこういった情報が出る前に、住民の方というのはいろいろな情報網があるらしく、噂になってしまうというのが現状なわけですが、今回の村有地の購入も住民の間では、公表はされているけれども、民間企業の方が購入するのではないかと、もしくは既に購入した、みたいな受け取り方をしている方が多いです。

分譲したところを購入していただくことは特に問題だとは思っていませんが、例えば隣の土地が売りに出されているといった場合、自分の隣に何ができるんだ、とすごく気にされていて、それが特に民間企業の方となれば、どういったものができるんだろうか、自分の住宅の横はどうなっていくんだろうか、そういった心配をされていることが多いです。

基本、分譲したものに関して、村の方で購入後どうするんですか、購入後はこうしてください、と言うことは難しいとは思いますが、近隣住民の方もその今後のでき上がるものに

よってはずごく不安になったり、自分の生活環境が変わるわけですから、どういったものができるのかとか、どういうところに譲渡しましたよとか、そういった情報公開というのも必要ですし、例えば民間企業で大きなものが建つといった場合には、事前に住民の方にこういったものを作っていきます、といった住民説明会だったり、告知のチラシを入れてもらうよう要望するとか、そういったことが必要かと思うんですが、そういった住民に対する周知とか相談窓口ですとか、現在住んでいる住民に対する対策について村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 今回村が分譲宅地として分譲している件について答弁をさせていただきますけれども、この度の住宅用地等購入者募集についてお話をさせていただきたいと思いますが、村に関わっての宅地分譲は、使用目的を明示して実施しております。

今回の宅地分譲の対象者は、「占冠村在住者及び居住希望者で、自ら居住する住宅を建築するための宅地を必要とする個人、または集合住宅及び店舗を建設・整備予定の事業者」としまして、契約2年以内に住宅等を建築することを条件としております。

分譲後の宅地は住宅か店舗になることを前提として周知しておりますので、それ以外の用途、使途にはならないというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

また周知等でございますけれども、議員も言われてましたけど、新型コロナウイルス感染症の終息による観光入込客数の増加に加えて、高速道路の四車線化工事も本格的に始まります。村内での民間事業者の動きも活発になってきております。

議員言われるとおり、個人や民間企業の事

業について村が必要以上に関与したり、勝手に情報を流すことはできないですが、できる限り本人の了解が得れば可能な範囲で状況提供を行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 周知なども検討いただけたと思いますが、やはり募集要項に住宅とあれば住宅なので、他の方がとやかく言うことはできないでしょうし、その購入された方がお家を建てるということだけだと思いますが、仮に店舗ができた場合、その店舗はどういった店舗なのか、どのくらい人の出入りが見込まれて、その例えば夜間だったり早朝には車の出入りが激しいのかとか、激しくないのかとか、そういうことはやはり気にされることだと思いますので、それは売方、購入される方が決定してからでないとどうにもなりません、決定後には何らかの周知、例えばその民間企業の方でその店舗を設置する時にはお知らせをしていただくとか、個人住宅になりますと個人情報がありますし、民間企業方に個人情報がないとは言いませんが、企業なのである程度のことはお知らせできるのかと思うのですが、そういったことは考えられるでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 土地分譲地に関わって、契約するにあたってはヒアリングをやりますので、その内容等のご説明をいただきながら、特段問題なければ契約しますけども、問題あればご相談しなければならぬ場面もあると思いますので、そういった対応にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） それでは三点目の質問に移らせていただきます。

地域公共交通について質問いたします。令和6年度村政執行方針の地域交通について、金山占冠間のデマンドバスについて検討するということで、執行方針にございました。その際、執行方針の質問の際、なぜ検討するのか伺ったところですが、村長答弁で住民懇談会等での要望があり検討を進めるという回答がありました。

これまで何度もトママ占冠間、それから富良野線への接続というの、一般質問でさせていただきましたし、住民懇談会ですとか、移動村長室でも相談している、要望していると認識しております。

全く応えていただけなかったというわけではなく、そういった要望活動の中から富良野線への接続ということで、朝の1便に向けてトママから富良野へ行けるように毎週金曜日1本だけということで、接続等はしていただきましたが、現状あまり使われていないというような現状かと思います。その接続にあたって、状況を見ながら改善とか検討をしながら始めてみて、必要があれば改善していくというスタートだったと認識しています。

ただ、やはり週1回ですし、朝早い、また曜日が指定されていることから利用するには不便さだけがかなり目立ってしまって、利用者がどんどん遠ざかっている状況なのではないかと感じています。

その後改善されるかといったらされておらず、それについて検討していただけているというのあまり感じられないような状況です。

トママ、占冠は同じ村内でありながら、車がないと行き来ができない、難しいというのが現状だと思います。なので、トママ、占冠は車がないと移動ができないのかと感ずるところです。

金山、占冠間のデマンドバスが走れるとなれば利便性も向上するでしょうし、必要とされる方がいるのも理解はします。

しかし、まずは村内に行き来できるようにすることだったり、トママの住民も他の方と同様に富良野に行ける手段を検討すべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 地域公共交通についてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、ご質問の富良野方面への通院、買い物などに行かれる方に予約制として実施しました巡回バスについては、トママ地区の住民より要望があり実施してきたところではあります。利用者の減少などの理由により中止しているところであります。

トママ地区から富良野に行く手段は、1日3便運行の村営バス、それから4月より動いております南富良野町営バスにより南富良野町まで行き、そこから富良野市まで民間バスや町営バスの利用により行くことになるかと考えます。

同じくトママ地区から中央地区にはトママ線を活用し、中央地区に来ることができます。

議員言われる増便等々を含め、仮にこれ以上のバス運行本数の増加、終点の延伸などを考慮するとバスの増加や運行経費の増加、あるいは事業者の確保など、様々な経費の問題を解決しなければなりません。

また、昨今言われるドライバーの労働時間に上限が設けられることに伴ういわゆる2024年度問題により、運転手の確保が困難な状況

になってきております。こういった問題にとどまらず、新たな事業実施に向けては住民のニーズ調査をしっかり行うことも考えなければなりません。

いずれにしましても、様々な方策を提示するにあたりまして事業者との協議が必要であるとの認識にたち、検討を進めてまいりたいと思います。

その他に、金山、占冠でのデマンド交通も予約制ということでどういった形ができるのかというのは現在検討しておりますけれども、実際には高校生の部活バスで最終便は動いておりますので、それとの関連付けがうまくできないかというのがあると思っています。

それからトマム占冠間、予約で制限はあると思いますが、むらびと交通で村内運行ですので、村内運行の料金で予約が取れるかどうかは別として、取れば運行ができるということになってますので、そういったことでの検討等含めていろんな方策を考えていかなければならないと思っていますところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） まず、トマムから富良野に行くバスについてですが、確かに南富良野町運行のバスが増えたことによって乗り継ぎは比較的しやすくなったのではないかと思います。

それを利用するにあたって、元々通常料金で乗っている方たちは便が増えた、便利になったなというところだと思います。

ただ、これまで元々、占冠から富良野に行くバスというのは70歳以上の方には補助されているかと思っています。富良野に行くまで、村外に出ても1回料金が100円という金額で行くことが可能かと思っています。

ただ、仮にトマムから南富良野に回って富

良野に行く場合、南富良野町のバスは通常料金で乗って行かなくてははいけません。となるとやはり、70歳以上の方に関しては不公平感しかないと思います。だから、トマム住民としては占冠を回って行きたいと言っているんです。結局時間はかかるけれども、本当だったら直接トマムから富良野に行ければいい。けど、結局そっちを回って行くと電車料金のほうが高かったとかね、いろいろそういう話は出てきますが、占冠を経由するとその村外に行くためにも片道100円で行ける、できればそれで行きたいと思って当然だと思います。だから占冠を経由して時間がかかっても富良野に行きたい、その富良野便を使いたいという気持ちになるわけです。

トマム占冠間という話でも、1便通っているということでした。確かに通っています。朝の9時17分にトマムを出発して、帰ろうと思っても役場前を出発するのは2時37分です。仮に買い物に来たいと思ってバスに乗って占冠に来て、どこで待つんでしょう。

買い物が終わっても2時37分まで帰れません。それは夏も冬も一緒に、足がなくて買い物には行きたいけれども、帰りが無いからやめよう。そういうわけで、買い物バス、買い物車っていうのも毎週金曜日とかに出してきていました。予約制で。ただ、それも毎週金曜日のお昼くらいに出発する1便だったと思います。そんなに頻繁に行けるわけではないかもしれませんが、どう考えてもやはり通常の買い物に行くにも占冠に出てきて買い物ができればちょっと買い物して帰って晩御飯の支度をしたりできるかもしれないけれども、今現状だと丸1日かかりなんです。

そうになると、待合場所といってもバス停で何もなくて、ただ座っているだけ。仮に冬にストーブ置いてくれたとしても、そこで待ち続

けなければならないというのは、やはり来られる状況ではないと考えます。

もちろん、トマム幾寅間が便利になったからそれを使えばいいじゃないか。それで買い物に行ったとしましょう。でも、その時は村の政策はほぼ使えなくなります。村外に出て買い物するので、現在発行されているプレミアム商品券だって使えません。それで買い物したいという人は何とか占冠に来て買い物したいと思うわけですが、結局車もないし、むらびとタクシーだって該当者の方はいないかもしれないけど、全員ではありません。乗れる人が限られていると思います。だから、トマム占冠間ってというのはもっと真剣に考えるべきだと思っているわけです。村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 悲痛な叫びのように私には聞こえてきました。

これまでもトマム占冠間における交通については、その場しのぎだったかもしれませんが、対応は過去されてきたと思っています。ただ、それでは十分ではないというのも今のお話のとおりで、じゃあ村の財政状況の中でそれを全部対応するためには相当の経費がかかりますし、その効果的というか効率的、利用者の効果がどの程度なのかっていうことも含めて、これまでされなかったということはあったと思います。

今言われた料金の問題、買い物バスの問題含めて地域内の交通をどうするんだっていうことは、やっぱりもう一回考え直す、見直すことが必要な案件なのかもしれません。ただ、やはり我々としては、それを十分な量を動かすとなれば、予算が関わってきますから、中々難しいよねっていうところであり、これまでもできなかったんだらうと、必要に応じ

て行事あったらトマムに運行バスを走らせて、それに乗ってくださいみたいな運送方法を取ってきたというのが実態だと思います。

それら含めて、どういったことが本当に皆さんが納得できるのか、納得はできないと思うんですね。これっていう特効薬は僕はないと思っています。この距離感、いろんな方法はあって、JRも走っている、バスも走っている、それ乗り継げばいいとか、さっき言われたように幾寅行けばいいんじゃないか、帯広行けばいいんじゃないかという様々な方法がありますが、トマム占冠間に限って議論をすればどういった方法があるのか、いろいろ方策を検討しなければならないと思っています。

最近国の方でも、一般ドライバーが自家用車を使って有料で乗客を乗せる「日本版ライドシェア」的な制度を24年度より始めています。これらが占冠に通用するのか、使えるのかはわかりませんが、方法としてはライドシェア含めたいろんなことを考えられる時代にきていますので、そういった様々な制度等の情報を収集する中からどれが占冠にあっているのかを含めて検討して進めていくことは、満足はいただけないとは思いますが、現状として村が考えられる範囲なのかなというふうに思っているところです。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 村長おっしゃるように財源には限りがあるので、もちろん便利にしてもらわないと困るんですけど、本数を常にずっと運行してください、1時間1便を8時、5時で続けてくださいとか、そういうことを言うつもりはありませんが、ただ、やはりどう考えても全体的にその交通体系を見直す方向には今まで全く進んでいなかったと思

います。

利便性を上げるために、利用者の方の声を聞く、アンケートを聞く、声を聞いて変えていきますということに対しても、結局利用者の人にしか聞いていません。利用者の人にくら聞いたって利用できている人は、それで不便さはあったとしても、利用ができるわけなので、もっと便数増やしてくださいって言うかもしれないですね。そもそも利用できない人っていうのは声を上げることすら諦めている状況です。

なかなか変えてもらえない、全然聞いてもらえない、財源がないからできないという流れになってしまった結果、なかなかトマム、占冠の便数を考えてくれとか、そういう話にもなってこなかったし、トマムからトマム駅までは便利になったと思うけれど、結局村のバスと町営バスとの料金の違いから、トマム駅に行くことも諦めよう、JRさんも高くなったし、みたいなところに行くわけです。

ですから、やはり村としても全体的な交通体系、いろいろありますが、バスだけじゃなくて、いろいろな特定目的の車とかも運行しているわけなので、そういったものもどうやったら効率よく、低コストで運行できるのか、人員をそんなに割かなくてもできるのか、そういったことを踏まえた計画というのを立ててもよいのではないかと思います、そういった交通体系の計画など立てられないのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 地域交通のあり方を含め、利用者に即した計画をしっかりとせよといった叱咤だと思ってお聞きをしております。

南富良野バスも、バス転換する時に占冠料金に合わせようというお話はしていたんです

けど、今聞いてみたら、若干南富良野バスの方が高いようなので、そのへんは了解しました。

総合的な公共交通のあり方については、北海道もそうなんです、なかなか示しきれていない。我々は広域自治体として北海道の役割が大きいんだと、だからぜひしっかりと計画立ててくれと言って攻め立てているんですけども、言われると弱いもので、それじゃ何か特効薬的な方策があるかっていうところは、今の地域における地域交通なのかなというふうに思っています。

道東の方に行くと、ハイヤー、それから巡回バス、こういったもので相当な経費がかかっているというのを首長同士で話したことはありますけども、それぞれ人口減少が進む中でそういった過疎地域の公共交通は大変難しい、効率性からいくとダメだけど、だけどもやらなきゃならないという狭間で大変苦勞をしているのが現状であります。

占冠村もそういった意味では、交通事情、高速道路や鉄道はしっかりあっても、地域間の交通についてはしっかりしたものがないというのがやっぱり民間事業者もいない中での確保ですので、なかなか難しい環境だなというふうには思っています。

議員言われるように、じゃあ村としてどういった方向にいくんだというものも改めてですね、全体の会議の中で協議をしてみたいというふうに思っています。答えはないですけども、そんなことをご理解いただければというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 最後に一点確認させていただきますと思います。

今後においてですが、南富良野町さんでやっている町営バスにおいても、村営バスと同

じような体系、70歳以上の方の料金体系というのが、今後利用できるように話し合いなど進めていただけるのかということと、町営バスを使えば当然、仮に上トマムからトマム駅に行く場合でもそれは町営バスの料金になります。村営バスの場合には村内なので無料です。この差がどうしても生まれてしまうので、そういった格差を南富良野町さんと今後調整などしていただけるのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 今、議員言われるように、村営バスと南富良野バスの料金格差があると、これをどういうふうに補填していいのかは、今ちょっと思いつかないんですけど、いずれにしても70歳以上は政策予算ですから、うちが南富良野にお金を払う形になるかもしれませんが、利用者に応じて支払いする。そういった協定というか契約も結ばなければなかなかできないと思うんです。そういった方向で協議はさせてもらいますし、この料金格差については、区間で設定されているので、どういう補填の仕方があるのか含めて、内部で検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 二点ほど、野生鳥獣に対して質問させていただきます。

一点目、野生鳥獣被害防止対策について。ご承知のように、近年全国的に野生鳥獣による被害が急増し、ほぼ毎日新聞報道されています。本村においてもエゾ鹿の生息密度は増加傾向であり、アライグマも複数地域で生息繁殖し、ヒグマにあっては市街地に出現する

個体も出てきております。

被害は農家だけではなく住民の安全、安心が危惧され不安な状況にあります。

国や道からも市街地でのクマ猟銃使用可能やヒグマの捕獲目標が示され、新たな施策が行われようとしていますが、本村における野生鳥獣被害防止対策と今後の方針を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず現状認識として、村内におけるエゾシカの影響は高止まりでありまして、ヒグマは個体数と人への接近がともに増しつつあります。

アライグマの生息は拡大中であると考えています。

次に対策の方針ですが、これは当面の実施方針と、長期的視点での検討に分けて考えております。

当面、シカは村の捕獲従事者の銃猟を中心に地道な捕獲を続けつつ、後処理工程の環境改善、従事者の育成に取り組んでまいります。

ヒグマに対しては、村の野生鳥獣専門員を中核とする即応体制を維持、継続します。

シカ捕獲で現場経験を積んだ従事者に研修や実戦を通じてヒグマへの対応技術能力の向上を目指します。

また、役場職員の支援協力も高めることで、より応用力のある体制を作ってまいります。

将来的に予想される個体数抑制を目標とする捕獲も、こうした体制を活用して実施してまいります。

市街地における対応は法制度に関係することから警察との連携が必要ですので、日頃の活動や訓練を通じて関係強化に努めてまいります。

アライグマについては、本村では人に依存

せず薄く広く森林に生息するものが多いと見られ、被害が少ないと同時に捕獲効果が低く、根深い問題となっています。根絶に向けた方策は立っていないのが現状ですが、確かなことは、被害を待たないで行う捕獲努力が必要であることから、村では防除実施計画に基づく講習を行い、農業者はもとより農業者以外の村民に従事者となっただき捕獲体制を整えてまいります。

効果的な方策を北海道や大学等と相談しながら、多くの村民に被害の有無によらず捕獲へ参加してもらえるよう、普及活動にも取り組んでまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 本村においては北海道保護管理計画に基づいて、占冠村鳥獣被害防止計画を策定しています。令和4年から6年まで。

昨今、野生獣の変化が話題になっておりますが、例えば狩猟圧におけるエゾシカの警戒心が強くなっています。

また、ヒグマの行動にも変化が表れて、十数年前から人を怖がらない「ニュージェネレーション新世代ベア」、近年の市街地に出現する「アーバンベア」、そして「OSO18」のように家畜を繰り返し襲う個体も出現していますが、変化する野生鳥獣にどのように対応を考えているのか。重複している部分もあると思いますが、担当課長でも構いませんので答弁をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまの細谷議員のご質問に対してご説明いたします。

アーバンベアの関係でございますが、本村でも昨年度は川添住宅の団地内に侵入してき

た個体であったり、通学路の付近であります養蜂業の方の巣箱を荒らすといった問題個体も出てきております。

先日ヒグマの訓練を行なったところですが、その目的というのが、今まで村で発生したアーバンベア対策については、野生鳥獣専門員を中心に当日、もしくは翌日には問題個体を捕殺させていただいております。ただ、その際に住民に対する周知だったり、警察との連携、各関係機関、学校の情報伝達というのに問題を抱えておりましたので、そこを中心に今回訓練を行なっております。

また、訓練の中でもいろいろ課題が出てきてまして、クマが今回は計画ですので予定どおり追いやりまして、山での捕獲に至っておりますけれども、あれが万が一道の駅ですとか、中央団地、宮下方面に向かった場合にはハンターだけで本当に対応できるのかという問題もありますので、引き続きこういった訓練を続けさせていただいて、役場、農林課の応援も強化しながら、また、ハンターの方たちの安全意識の向上を目指しながら、引き続き対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 今のヒグマ対応会議と訓練ですね。6月12日。私、村のLINEと防災メール登録しております、ものすごいタイムリーな時間で今回は10分から15分くらいで多分発信されたんじゃないかと思いますけども、素晴らしいと思いました。ですが、野生獣の被害防止の周知ですとかそういったものは、月に1回の広報でしか住民の方は見ないので、ちらっと聞いた話ですけども、家畜に対して被害があったものとか、そういったものもこういうLINE、防災メール、またはもう一つこういったものに登録してい

ない、皆様にもタイムリーに伝えられるような仕組みが必要かと思えます。

もう一つですが、村政執行方針にエゾシカ、ヒグマによる鳥獣対策は草地での設置について資料の収集を行い補助事業等を活用して実施できるよう検討するとありますが、このへんも現状を説明願います。担当課長でもよろしいのでよろしくお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） ただいまのご質問でございますけれども、シカ柵の草地への設置ということでございます。調査というか資料収集するというのが、被害額を収集するというのでございますので、今草地1回刈りやられている最中です。秋に8月下旬から9月にかけて2回目の集草がありますので、2回終わった段階で被害量というものを求めます。例年7月に災害で被災した草地、飼料畑のデントコーンだったり牧草の単価というものが公表されます。その単価を用いまして被害額を算出して、その被害額とシカ柵を設置する費用の費用対効果というものが求められるものですから、そこを何とか振興局の担当に認めてもらえるよう準備を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 二つ目の質問に入ります。野生鳥獣の管理体制について。本村における野生鳥獣対策は、会計年度任用職員の野生鳥獣専門員を中心に管理体制が構築されており、豊富な知識と経験を基に、農林業被害防止対策はもとより、住民の安心安全を守る上で欠かすことのできない存在となっているのは周知の事実であります。

しかしながら、これらについては専門的知識を有する担当者頼みとなっているのが実態

であり、日常業務はもとより、猟友会との連絡調整、大学との事業連携、可猟期間は猟区の管理ガイドなど、外部から見ても非常に多忙を極めている様子が見受けられます。

捕獲従事者の高齢化や担い手不足などの背景もあり、最近の報道でもいわゆるガバメントハンターの必要性が叫ばれているところです。

持続可能な管理体制を構築する上でも、高い技術、知識の継承と人材育成は必要不可欠であり、野生鳥獣担当者の増員及び生活安定化に向けた処遇改善を検討すべき時期に差しかかっていると考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 野生鳥獣対策に係る様々な業務ニーズに対しまして、現体制では処理しきれっていないのはご指摘のとおりでありまして、対応してまいりたいというふうに考えています。

しかしながら、求められる業務は果てのないものでもありまして、財政負担もあり、現状が直ちに体制拡充のゴールを明示するものでもありません。今はともかく、野生鳥獣専門員1名の限界を見極められる地点へたどりついたと考えておりまして、増員のためどんな方法が取れるか、あるいはどんなリスクを想定すべきか、農林課を中心に検討を始めさせています。

現体制の評価として、公的な野生鳥獣管理業務を狩猟者団体や個人に丸投げせず、村が専門員として擁する実施能力を軸に、直接指揮で従事者の協力を求める方式が間違いではなかったことは、異論のないところと考えております。

今年度中を目途に、改めてそれぞれの担い手のあり方、ガバメントハンターの具体的な

職業像について、内外の関係者、学識経験者などの交流を通じて研究し、構想をまとめるよう担当課に指示しておりますので、引き続き議論にご協力をお願いいたします。

人員配置について決まったことはありませんが、会計年度任用職員でも安心して働き続け、暮らし続けるための方策を検討することや、地域おこし協力隊制度の活用、臨時ハンティングガイドを中核に据えた猟期対応部門の設置、さらには、インターン制度に似た定住を求めない流動的な配置で若者を育成し、担い手の確保と社会貢献をこなすなど、様々なアイデアを検討している現状にあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 3番、細谷誠議員。

○3番（細谷誠君） 素晴らしい答弁ありがとうございます。

先ほども述べましたが、捕獲従事者の高齢化、担い手不足、それから持続可能な管理体制を構築する上でも、やっぱり若い人たちに狩猟と野生鳥獣の管理に興味を持ってもらうことが大切だと思いますので、こういった管理体制、今、村長が答弁で述べたような管理体制をぜひ実現すべきだと思います。

もう一度伺います。この若い人たちにも管理に興味を持ってもらう施策、これも盛り込む予定でいるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） この担い手対策含めて、こういったハンターにつきましては、先ほど答弁したとおり、様々な方法で、様々なやり方があると思いますので、既に現場の方で検討させておりますので、これから進めていきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 議長のお許しが出ましたので、二点ほど質問させていただきます。

質問1でございます。空き家対策について伺います。

6月の広報で空き家バンクの登録等が周知されました。対策は講じているということで承知はしておりますが、空き家は各地区にございます。それも個人所有や企業所有、自治体で処分できるようなものではないとは承知しておりますが、最近の空き家は売買が順調にいつているのか、空き家というのは中央地区に関しては売買が成立しておりまして、かなり空き家は減っているようでございます。空き家になっているところも管理がそれなりに行き届いているところも見受けられますが、長年空き家になっているところというのが、全然管理がなされておらず、放置の状態、近隣の住民が思い余って草刈りをする、除雪をするというようなところがあると聞いております。

私の住んでいる占冠地区も、企業が残していった大きな建物が国道沿いであって、冬期間の屋根の雪は国道に落ちるというような状態もあります。

そんな中で、近隣の住民が迷惑になっているという観点から、この空き家に関して村としてどのような対策を取られ、取っていけるのかということをお伺いしたいと思います。

第一に挙げました、周辺の管理、空き家事態ではなく、地盤というのでしょうか、そういうところの管理はどういうふうに処理されて、これからどうしていこうと思っているのかをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

この空き家対策につきましては、以前も議論をさせていただいておりますけれども、なかなか具体策が示せていないという点も反省しなければならないかなというふうに思っていますが、私有地の維持管理を行政が行うことは非常にハードルが高くて、空き家の管理は全国的にも多くの自治体の課題となっております。

私有地の管理の基本は所有者でございますが、周辺住民のボランティアにより管理されている場所もあるということも承知しております。様々なケースがあり、具体的な方策は持っておりませんが、村にご相談いただければというふうには考えております。周辺草刈り含め除雪、屋根の雪処理等々、これを誰がやるのかという制度的なものがない中で、どういうふうに構築した制度を作っていくかというのは、行政としても課題なのかなというふうに思っているところでありますので、当面そういう心配される物件があれば村の方にご相談いただければというふうに思っています。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷元江議員。

○1 番（大谷元江君） 村に相談すれば何とかしてくれるというような回答かと思ったのですが、今現在、近隣で無償ボランティアで管理している人たちは高齢化が進んでおりまして、なかなか自分たちでは管理できないといった相談、問題提起をされたことがございます。

この所有者が明確であるのであるならば、管理の対応をどのようにするのかということを、行政がどうこう言える立場ではないと思いますが、そういう質問というか管理をどうしていただけるのかということを、問題

提起することはできないのかどうかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 空き物件の管理、所有者への管理対策ということであります。

長きに渡り空き家となっている物件については、占冠村廃屋除去事業の活用をお勧めしております。過去 3 年の実績としましては、令和 3 年度が 1 件、令和 4 年度 1 件、令和 5 年度で 2 件の実績がございます。

所有者に対して働きかけをしているということと、所有者自らの申し出も含めて、村の助成制度を活用していただいて処理をさせてもらっているということでもあります。

今後も事業を継続して、地域の環境保全に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷元江議員。

○1 番（大谷元江君） そういう面では村は助成制度があったりして、解体や除去には効果的とは思いますが、離村する時、これは住民票等の届け出があると思いますので、そういう時に持ち家の管理とかも所有地の管理をどのようにするかという、そういう話し合いはされるのかというのと、この離村する時の空き地になる、空き家になる、そういうものに対しての何か条例とかそういうのを所有者に提起できるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 離村時の持ち家の管理でございますが、村として基本的には所有者の意思によりますが、個人的に相談するケースもあります。あるいは空き家バンクの登録を促す場合があります。こういったこと、なるべく有効活用できるような方策をお勧めしながら対応をしていくということでございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷元江議員。

○1 番（大谷元江君） 空き家や空き地に関してはいろいろなことが、個人的な情報もございしますので、公にすることとはできないとは思いますが、やっぱり管理していただくというのが条件だと思いますし、観光地として占冠村は売り出していると思いますので、特に国道沿いはそう思いますし、長年空き家になっているところの管理は、特に危険度が増していると思いますので、管理は必要だと思いますので、所有者への提言よろしく願いしたいと思います。

質問 2 に移ります。トマム地区駐在所設置要望についてでございます。

これまで何度となく駐在所設置の願いを質問しております。関係機関には要望していただいていると聞いておりますけども、要望先からの回答はどのようになっているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） トマム地区駐在所設置に関わってであります。

私としては、北海道を代表する観光地でもあるトマム地区の治安を維持し、地域住民及びインバウンドを始めとする観光客の安心、安全を確保することは、北海道全体の観光振興を図るためにも必要不可欠であるとの考えのもと、北海道知事、上川総合振興局、北海道警察本部長、北海道警察旭川方面本部長、北海道警察旭川方面富良野警察署長に対し要望書を提出しております。

また、国会議員との意見交換会の場においても、占冠村の地域課題に関する要望書を提出し、駐在所の設置に対する支援をお願いしてきたところであります。

北海道警察からは、全道の交番、駐在所の設置については、人口の動態、事件、事故の

発生状況等の治安情勢に加え、地域住民の利便性、地理的状况等を総合的に勘案の上検討しているところであり、トマム地区における駐在所の設置についても同様の観点で検討を行うとの回答を受けておりますが、現在のところこれらの進展には至ってはおりません。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1 番、大谷元江議員。

○1 番（大谷元江君） なかなか難しいという回答のようですが、これまではそれで問題もなく過ごしてきているというふうに思っておりますが、コロナ禍が過ぎ、トマム地区は特にインバウンドの旅行者が増加しています。こちら中央地区も観光客の増加も見受けられます。道の駅もかなり自動車が停まっている状況であり、交通量も増加しているというふうに思っていますし、ホテルエリアの中は占冠の総人口よりも多くの方が泊まっている状況は把握されていると思います。

さらに、高速道路四車線化工事車両の増加や、高速道路の通行止めによる交通量の増加、トマムはインターがございしますので特に多くなっているかと思っております。

占冠も私の家の前も通行止めになればかなりの量で、国道に出られない状況というのが頻繁にあります。これによって住民の不安はかなり高まっているというふうに思っております。なかなか設置ができない状況にあるのはわかっておりますけれども、この住民の不安を取り除くためにどのようにしていったらよろしいのか村長の考えを伺います。

駐在所を設置できる土地は確保していると聞いておりますが、その土地をどういうふうにご利用して住民の不安を取り除くのか、取り除いていったらいいのかということを村長はどのように考えているか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） これまでもトマム地区の観光入込客数や滞在・定住人口、災害時や事故等の状況を訴えながら要望してまいりました。北海道警察内部での体制拡充の検討には至っていないとのことでありました。

しかしながら、トマム地区の駐在所設置は必要であるとの考えに変わりはありません。議員言われたとおり、地域の方からここは警察、駐在所を建ててほしいという強い希望の中で、土地のご寄付をいただいておりますので、改めてそういった要望をしてまいりたいというふうに思っております。

北海道警察の駐在所の設置につきましては、北海道の予算を確保いただく必要があることから、北海道警察への要望はもちろんのこと、北海道に対する要望も強めていくしか現状で方法がないと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） いろいろな面で要望先の裁量によるものと伺いますが、不安はぬぐいされない状況にあるかと思えます。ましてや、いろんな状況の中に、農家さんではにわとりが、ひよこが、いなくなったとか、趣味で作っていた野菜がなくなったとか、いろんな盗難の情報がちらちらと入ってきております。事件が起こってから慌てて設置ということにはならないと思いますので、前もって住民の安心、安全を確保していただければと思います。

ましてや、占冠は2人常駐しているということで、日中だけでも常駐できるような、村としての施策はできないのか、そのへんをお伺いして終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） この要望を上げて以来、様々な活動をしておりますけれども、こ

こ数年、トマム地区への駐在所の設置には至っていない対応策として、ほぼ毎日のように巡回パトロールが行われるようになりました。

建物を先に設置する考えや現状こちらに2人体制を分ける体制など駐在所の設置については体制も含めて様々な考えがあると思っております。どのような形が良いのかも含めて検討いただけるよう要望を続けてまいりたいということでもあります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで1番、大谷元江議員の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） それでは質問に入ります。3点あるんですが、まず一つ目の質問です。

ヒグマ対策についてということで、先ほど野生獣対策ということで再三、質問が出ておりましたが、私の観点から質問させていただきます。

北海道ではヒグマは管理捕獲対象となりました。占冠村として、今年度の方針はどのような計画なのか、具体的には生息の頭数はだいたいどのくらいと考え、また最終的に適正なのはどのくらいの頭数と考えているのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の質問にお答えをいたします。

ヒグマ対策ということでもあります。今般のクマ類の管理強化の流れで北海道の管理計画も改訂作業が進められていますけれども、現在までに唯一、実施段階にあるのが春期管理捕獲であります。これには村も既に参画しております。一方、個体数削減を目的とする捕獲は目標数の設定がなされ、今後さらに実施方法を計画中であると伺っております。今

年度に村が許可を受けた捕獲要件はまだ、これまでと同様に問題個体への対応に絞ったものとなっています。

ご質問の想定生息数については、村内の全生息数を調査することはできませんが、過去の村の調査による最低確認個体数が30頭から50頭を示すことから、この数倍程度が想定されまして、150頭から250頭程度が村内に滞在または、出入りしていると想定することができます。

今年度の捕獲目標については、令和4年度策定の占冠村鳥獣被害防止計画において年15頭を設定し、令和6年度当初予算に15頭分45万円分を計上しておりますけれども、個々に生ずる必要に応じて捕獲しますので、達成を目指す性質の目標値ではございません。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 先ほど村長答弁にありました、6月12日のヒグマ対応訓練ということで、私も村から出されました地域の広報折り込みの中でこのような内容で実施するというので実施され、残念ながら我々議員は議運がありまして参加できなかったわけなんです。行政サイドとして、やった結果どのような評価をされているのか、また、この結果を受けて今後の実施計画について、あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問にお答えをいたしますけれども、村がこれまでに行なってきましたヒグマ対応の能力を、訓練を通じてさらに高め、また内外に示したものと考えています。今回の企画発案の目的は、こうした村の対応体制に北海道警察との連携を加え、現場の混乱の防止と円滑な緊急対応を図ることでありまして、この点についても

両者の評価するところになりました。

今回の訓練計画のほかにもトマム地区や双珠別地区での侵入対応、森林作業員向けや、ヒグマに遭遇した個々の初期対応の訓練など、様々な取り組みへの期待がされていると聞いております。具体的な計画はまだこれからとなりますが、関係者の協力を得て、次につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 二つ目の質問にまいります。

ブラックホール型自治体日本一を目指してというところで、いろいろなところで質問も出ておりますが、本村における人口減少、これは本村に限らず日本全体の傾向でありまして、人口戦略会議において先般の分析では、占冠村はブラックホール型自治体という形で分類されました。よく考えてみれば、北海道全体がブラックホールであり、明治の開拓のスタートが既にブラックホールで始まっているわけだから、当然、ブラックホールの中でも、特に顕著にブラックホール型という形で評価されたのかと思います。

そこで、これは私の私見でありますけれども、あえて我が占冠村においては、ブラックホール型日本一を目指すべきだろうと思うわけがあります。根拠としまして、一例を挙げますが、世界に目を向ければスイスのマッターホルンの麓にツェルマット村という村があります。これは占冠村より若干自治体規模としては大きいけれども、マッターホルンのすそ野ですから非常に溪谷、ほとんど平地なんかない。そこで農業もやられ、主に観光産業で成り立っているわけですが、その人口構成見ますと、外国人比率が47から48パーセント、これ毎年数パーセントの動きはあるんで

しょうけれども、ここ10年振り返ってみるとほぼそういった数字で推移してきているという傾向にあります。当然、世界中の人気があり、日本人にも非常に人気のあるところで、日本国籍の方も出向いて働いておられる方もいることから、ブラックホール型、決してマイナスの観点ばかり見るもんじゃなくて、よく見てみればそれで大成功しているところいっぱいあるじゃないかと、リゾート地なんてほとんどそうだと思うなきやいけない。であるならば、そういった成功例の出しているところが世界中にいっぱいあるわけだから、どんな形の取り組みをされ、イコール真似しろというのではないけど、行政としていろいろ参考になることって相当あると思うんです。

また、そこに至るまでには様々な諸課題を乗り越えて到達しているはずだと。確かに占冠村にはマッターホルンはないけども、素晴らしい渓谷があり、また違った魅力をいっぱい抱えている村でありますから、それを上手く有効に活用して、どんどんいろんな方々に入ってきていただいて、占冠村のこの百何十年を振り返ってみれば、そういったいろんな外からの人たちを迎えることによって、活力を生んできた歴史でもあるわけですから、さらにもう一段取り組みを加速する必要があるのではないかと思うわけですが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

経済界有志らで作る民間組織「人口戦略会議」が本年4月に発表した「地方自治体“持続可能性”分析レポート」において、占冠村はブラックホール型自治体と分類されました。

報告書では、全国の自治体の特徴を「消滅可能性自治体」「ブラックホール型自治体」

「自立持続可能性自治体」「その他」の四つに分類をし、「ブラックホール型自治体」は、他地域からの人口流入に依存、出生率が低いという特徴を持った地域を指しているとのこととです。

先ほども答弁しましたが、本村には国内有数のリゾート地があり、人の出入りが多いのも本村の特徴であります。

一方で、本村の2018から2022年の特殊出生率は1.08であり、全国平均の1.33や全道平均の1.21を下回っております。こういったものが今回の報告書に表れていると考えていますが、私は村長就任以来、子育て政策に力を入れて行政の推進に努めてまいりました。やはり、出産、子育てがしやすい環境を整え、今回の報告書の言葉を借りれば、ブラックホール型自治体ではなく、住民の皆さんが住み続けたいと思える取り組みを地道に進めることで「自立持続可能性自治体」を目指してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 今の村長の答弁については全く私も同感であり、ぜひその方向で進めていただければと思います。

関連二つ目ですが、人口流入、当然これは我々としても想定しておかなければならないわけで、人が来てから、じゃあどこに住むのって話を用意するわけにいかないの、ある程度は魅力ある居住環境というのはやっぱり住む場所があって初めてそうなるわけで、そうでなければ通りすがっていなくなるわけですから、じゃあその住宅環境をどう整備していくのかと、村長の考えいろいろあるかと思えます。従来の公住でいくのか、またそれと並行して民間の活力を生かすのか、いろいろお考えあると思うのでぜひお考えを伺いたい

と思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住宅整備に関わってのご質問にお答えをしたいと思います。本村の人口は、季節的な移動はあるものの徐々にではありますけれども、増えつつあります。それに伴い住宅の需要も増えておりまして、その対応も必要となっております。

昨年、民間による共同住宅の建設についてご相談があったことから、トマム地区の村有地を売り払い、占冠村民間賃貸共同住宅等建設促進事業を活用して1棟12戸の民間住宅が建設されました。

また、今年度においても、その敷地内において1棟16室の従業員用宿舎が建設予定となっております。

また、中央地区においても空き家バンクに登録されていた土地を紹介し、民間住宅の建設が計画されております。

そのほか、占冠村定住促進条例に基づくマイホーム奨励事業の活用も推進しており、令和3年度2件、令和4年度3件、令和5年度4件の補助実績がございました。

占冠村に住みたい、住み続けたいと思っていただくためには、住環境は非常に重要な要因であると考えておりますので、今後も様々な施策を有効に活用しながら整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 質問の3番にまいります。ゼロカーボン木育の学習について。学校教育ですが、三つにわたって質問させていただきます。

学校教育では、ゼロカーボン木育の学習、本村では非常に重要と思われそうですが、どのような計画を進めているのかについて、まず伺

います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

本村各学校におきましては、体験的な学習「学びの地図」の中で、様々な体験学習を通じて、児童生徒の発想を大切にし、育てる主体的、創造的な学習活動を実施しております。

その中で、木育に関連した授業としましては、森林教室を開催しており、上川南部森林管理署の協力を得ながら木、森林とふれあい、理解を深めております。

その他にも、村内の工房を見学し、木材加工を学ぶなど森林資源の循環を意識した授業を実施しております。

議員ご指摘の、ゼロカーボンシティ占冠宣言と関連した、木育授業は実施していませんけれども、今後におきましては、体験学習の中でゼロカーボン木育と関連した授業機会を創設してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） ゼロカーボンについて、大人のみならず、非常にまだ頭の柔らかい児童生徒さんたちが学んでいくことは、非常に将来的にわたって大きなことかと私は思います。

振り返りますと、行政、学校、そして我々議員も一体となって取り組んだ、ニニウのメープルの森の植樹祭、これ非常に鮮明に記憶として残っています。トマムエリアでも植樹祭やりまして、他市町村でも非常に占冠っていいことやっているよねというような評価を受けているのを耳にします。

そこで、植えたままで終わってしまっていないかと。教育ってやっぱり何でもそうなんだけれども、植えてどう育ち、どんな問題があ

って、最後に実って自分たちにどうやって帰ってくるか、この一貫した教育が非常に重要なわけで、もう年数も経っておりますので、当然植えた木ですから、野生で生えた木ではないので、そこの下草刈りを毎年やってあげると、それだけでも木の活力っていうのは全然違う。要するに、手当て、面倒を見てあげることが重要なかなと。

もう一つ、やっぱりきのこですね。私、ちょっと不勉強なところがあって占冠にどれだけの種類があるか正確には把握してないんですけども、非常にきのこの生育にとっては素晴らしい環境かなと。ぜひお子さんたちにもその原木、植菌、そして実際にそこに出る、そして自分たちの口に入れると。また、数年使って朽ちた原木はまた森に返すと。このサイクル、非常に効果的な教育かなと。生きた教育だろうと。当然、占冠村にはそういった木を育てる、また、きのこを育てる、面倒を見る。そういったノウハウを持った方がたくさんおられます。原木の供給だって、占冠村にはバイオマス生産組合という素晴らしい組織があるわけだから、そこも活用して一緒になって取り組む、こういったことが非常に重要かと思いますが、教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 本村の豊かな自然環境の中で循環資源である木を理解することに関しましては、議員ご指摘のとおり、大変有効であると考えております。

関係機関と調整しながらぜひ取り組んでまいりたいと思っておりますが、そのためには時数調整ですとか、その他いろいろとやらなければならない、調整しなければいけないことが出てきますので、学校、それから関係機関と十分な調整をして、さらにこの活動が有

効であるということを訴えながらですね、中に取り込めればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 前向きに取り組むということなので、今、教育長に質問して、今日の明日といっても学校サイドの計画もあり、教育委員会の計画もあるわけですから、それを脇に寄せてこれをやったらどうかと言っているわけではないので、令和6年度の中でこれを十分盛り込んだ計画を立てる気があるかどうかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） この質問、それから答弁に関しまして学校の方に報告をさせていただきまして、来年度以降で実施できるように調整をさせていただければというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 関連三つ目の質問にまいります。

村内に学校林というものが、私いろいろ車で走るだけでも数か所見るんですけども、一体どのくらいあるのか、どのくらいの規模で、また、どんな管理を今までしてきているのかについて伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えいたします。現在、把握しています学校林ですけれども、旧占冠小学校、それから占冠中学校、こちらの2か所を把握しております。面積に関しましては、旧占冠小学校が0.44ヘクタールというふうに把握しておりますが、申し訳ございません。占冠中学校については、今数字がございませんので、後ほどお答えできればというふうに思っております。

それから、これらの学校林の管理に関しま

しては、森林病虫害や野生鳥獣による被害確認のための巡視、これらを林業振興室の協力を得ながら適正な管理に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 林業振興室と連携を取りながらというところで、今、教育長の方で把握されているのは、旧占冠小中学校と。私が見てみるのは、要するに国道走っていても見ますよ、学校林と書いたの。いろんなところにありますよ。多分もっと。問題は、病虫害の被害状況とかいうけど、何を目的に学校林があつて、何を報告してもらつて、それは何に生かすべき目的でやっているのかがよくわからないわけです。それについて伺います。目的ですね。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらの今現在の目的としましては、森林の重要さですとか、そういうものを学んでいくというところであるとは思うんですけども、当初は、その木を育てて、それを伐採して、売買をしてということで、学校の建替え等に活用していくとか、そういう目的もあったというふうに聞いておりますが、現在はそういうこととは目的は違ってきているというふうに理解しています。

過去におきまして、中央小学校の学校林を伐採して、処分しているという経緯もあるというふうに聞いております。この伐採の決定につきましては、森林施業計画に基づくものというふうに理解しておりまして、この決定につきましては、村の方で学校と協議しながら決定していくというふうに理解しています。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 5番、藤岡幸次議員。

○5番（藤岡幸次君） 売るためには当然間

伐もしなければならないし、どんな報告なのか今の答弁ではよくわからないんですけども、要するに把握状況ができているのか、できていないのかっていう課題よりも、今後管理に向けて取り組まれる考えがあるかないかの答弁をいただければと思います。

なぜならば、私が見る中では、決して販売するにしても学校建物等々の管理にするにしても、到底管理していると言えないかなというところがありますので、教育長として今後の管理に向けた意気込みをお伺いできればと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 現在、きちんとした管理ができていないのではないかなというように指摘かと思われますけれども、確かに教育委員会の職員が出向いてその森林を管理して、必要であれば下刈りの依頼をする等々のことはしておりません。

施業に関しましては、林業振興室にご依頼をさせていただいた上で、林業振興室の方で定期的に管理していただいているという、人任せなところはあるんですけど、そのような形でやらせていただいております。

今後、木育という部分でもこの学校林が関係してくるということであれば、私たち教育委員会の方も積極的に管理に関与していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。

ここで14時30分まで休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時31分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を進行します。

◎日程第4 承認第1号から

日程第10・承認第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第10、承認第7号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

承認第1号から承認第3号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したので、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり専決処分したため、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものです。

内容については、地方税法等の一部改正及び、令和6年度分の個人村民税の特別税額控除に関わる改正に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、一部の例外規定を除き、令和6年4月1日から施行し、一部経過措置を設けるものです。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も専決処分について議会の承認を求めようとするものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。

本件は、過疎法の改正により課税免除等の期間が延長されたことに伴い、本村の条例を改正し引き続き固定資産税の課税免除を受け

ることができるよう附則の規定を改定するものでございます。

施行期日については、令和6年4月1日から施行するものです。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も専決処分に関するものでございます。

議案書20ページをお願いいたします。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い占冠村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容は後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の22万円から24万円へ変更しようとするもの及び低所得者に係る軽減判定所得の改正を行うものでございます。

施行期日については、令和6年4月1日から施行するものです。以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 承認第4号から承認第7号については、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書21ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものです。

22ページをお願いいたします。

本件は占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型事業のサービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて承認を求め

るものです。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例の施行に伴い本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束の適正化の推進、その他規定の整備となっております。

施行期日については、令和6年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書49ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものです。

50ページをお願いいたします。

本件は占冠村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての承認を求めるものです。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束の適正化の推進、その他規定の整備となっております。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書59ページをお願いいたします。

承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めようとするものです。

60ページをお願いいたします。

本件は占冠村介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての承認を求めるものです。

提案理由といたしましては、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束の適正化の推進、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防介護指定を受ける場合の人員配置、その他規定の整備となっております。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案書67ページをお願いいたします。

承認第7号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

68ページをお願いいたします。

本件は占冠村指定居宅介護支援等の事業の

人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての承認を求めるものです。

提案理由といたしましては、指定介護事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、事業所運営における重要事項のウェブサイトへの掲載、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束の適正化の推進、介護支援専門員一人当たりの取り扱い件数の見直し、その他規定の整備となっております。

施行期日は、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で承認4号から承認第7号までの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 承認第1号について、お聞きいたします。

今回の定額減税に関しては、事務作業が大変で、担当の苦労に感謝いたしますけども、税条例の関係で、一点だけ教えてください。

報道にもあったのですが、この定額減税に関して調整給付について村では該当がどれほどありそうかだけ、一点教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） あくまで予算ベースではございますが、今のところ237件で計画しております。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑ありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 承認7号についてで

す。

31ページに、第92条第7号において指定小規模多機能型居宅介護事業者が身体的拘束等の適正化を図るための措置について記されております。

ア、というところに、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会というものを立ち上げろということで、この委員会については、3か月に1回以上開催してくださいということがあります。

一方で、31ページから32ページの第106条2では、指定小規模多機能事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保ということの委員会というのがありまして、これについては、定期的で開催してくださいということで、文言が委員会が性質が違うんですけども、二つあるわけなんです。片方では3か月に1回以上、片方は定期的にやったださいってことが書かれているんですけども、これはどういうことでこういうことになっているのか教えていただきたいです。

次のページ、32ページの101条の第1項、但し書きのところの3行目くらいにあるんですけども、特に必要と認める場合は、一時的に定員を超えることができるということで書かれていますけども、一時的っていうのは何日から何日かとか、何週間とか、何時間とか、何か月とかどういう期間を想定しているのかということを伺いたいと思います。

承認第5号には、いわゆる損害賠償、介護サービスしていて何かあった時に損害賠償しますという条文が、例えば、25ページの第40条の1項とか43ページの第175条に見られますし、63ページには第27条3項には損害賠償をしますという文言が書かれているんですが、この承認第5号については損害賠償については触れられていないんですけど、これはどう

してかということを教えていただきたいです。

損害賠償のところで、43ページに一般的な介護サービスを提供することで賠償すべき事項が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。事故が起こったらすぐに損害賠償しなさいということを簡単に書いてあるんですが、債務不履行だとか、不法行為が認められた時に損害賠償が認められることが多いので、介護サービスというのは生身の人間を扱う仕事なので、本当にいろんなことがありますと思うんです。やむを得ないことをしたので不法行為にあたらないよとか、違法性が阻却させる場合とかいろいろあると思うので、状況できちっと考える必要があると思うんですね。

賠償すべき事故かどうかというのはきちっと判断する機関なり、組織なりが必要であろうと思って、そのへんに触れた条文が無いからあった方がいいと思うんですけども、一応参考までにお聞きします。

53ページ、一番下の段ですけど、前項本文の規定にかかわらず過疎地域という言葉が出ていますが、占冠で過疎地ってどこかと思うんですけど、一応この条例が省令だとかそういうのを参考にするからこういう言葉が出てくるかと思うんですけども、占冠の過疎地域とはどういうところを考えているのか、そのところを教えていただきたい。

最後に、承認第4号から第7号までいずれのところでも触れられているんですけど、課長もさっきおっしゃられていたんですけど、身体的拘束等の適正化ということについて、どうもこの言葉があんまりピンとこないんですね。

身体的拘束っていうのは本来あってはいけないことだと思うんです。本当に介護サービスを求める人に身体を拘束する行為をいかに

正当化する理由付けを考えましょうっていうことで、この虐待との線引きが難しい場合が出てくるんじゃないかと考えるんですよ。

それで、この適正化に向けた要件として当該利用者または他の利用者等の生命身体を保護するための緊急やむを得ない場合とか、拘束した時の状況の記録を残すという要件がありますが、やった方が裁量権持っていますから、結構恣意的になると思うので、公正な立場で判断するためにも複数の判断が必要だとか、そういったような対策なり、機関を置くといったような条例や取り決めがあってもいいような気がするんですけど、課長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 木村議員にいろいろと質問されて、私も書ききれないくらいあったわけですけど、基本この条例に関しては法律に基づいて、その法律のオリジナリティを加えるということではなくて、法律の改正に沿って条例を改正しているということでありまして、今言われた細かい内容については、また内部で協議しながら検討していかなければいけないと思っています。

また、その事例が発生した段階において、事前にある程度把握して、想定はしていなければいけないんですけど、なった場合を想定して今後協議していく必要があるということでございます。

今回に関しては、法律の変更に伴ってそのまま条例も直しているということでございます。

身体的拘束等とかそのへんも、本人の意思でない場合、みんなの意思疎通で身体的拘束をどうしてもしなければいけない場合、それは全体の協議によって行うものでして、記録も明確にするということに今回規定されてお

ります。

損害賠償についても、今回法律に基づいたそのまま速やかにしなさいということなので、速やかといってもいつなんだということもあるんですけども、法律の解説にもおそらく書いていると思うんですが、今ここで把握できていないものですから、内部で確認していきたいと思っております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） これからちゃんと決めるということだと思うんですけどね。

一つだけ、占冠の過疎地域というのはどこだと思いますか。そこだけ聞いて終わりにします。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 占冠全体が過疎地域だと思います。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第2号、

専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第4号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第5号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君）　これから承認第6号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君）　起立多数です。

したがって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君）　これから承認第7号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君）　起立多数です。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 承認第8号から

日程第16・承認第13号

○議長（児玉眞澄君）　日程第11、承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第16、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。承認第8号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）　議案書75ページをお願いいたします。

承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件も専決処分について議会の承認を求め

るものでございます。

議案書76ページをお願いいたします。

本件は、令和5年度占冠村一般会計補正予算第11号で、歳入歳出それぞれ1億900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ29億1,140万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によります。

地方債の変更は、第3表、地方債補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書77ページをお開きください。

補正額で申し上げます。

1款、村税、1項、村人税、1,440万2,000円の増額。2項、固定資産税、200万5,000円の増額。3項、軽自動車税、17万2,000円の増額。4項、村たばこ税、203万5,000円の増額でございます。

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税、81万3,000円の増額。2項、自動車重量譲与税、355万8,000円の増額。

3款、1項、利子割交付金は14万8,000円の減額でございます。

4款、1項、利子割配当割交付金は19万5,000円の増額。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は37万1,000円の増額。

6款、1項、法人事業税交付金は67万2,000円の減額。

7款、1項、地方消費税交付金は1,113万3,000円の増額。

8款、1項、環境性能割交付金は87万

2,000円の増額。

10款、1項、地方交付税は3,178万8,000円の増額でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は1,000円の減額。

12款、分担金及び負担金、2項、分担金は72万1,000円の減額。

78ページをお願いいたします。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料476万円の増額。2項、手数料153万6,000円の増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は549万6,000円の減額。2項、国庫補助金、126万4,000円の増額。3項、委託金、13万4,000円の減額。

15款、道支出金、1項、道負担金、256万1,000円の減額。2項、道補助金、124万8,000円の減額。3項、委託金、13万4,000円の増額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、557万3,000円の増額。2項、財産売却収入、21万1,000円の減額。

17款、1項、寄付金、656万5,000円の増額。

18款、1項、繰入金、1億8,736万7,000円の減額。

19款、1項、繰越金、298万1,000円の増額。

20款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、1万円の減額。3項、貸付金元利収入、116万8,000円の増額。4項、受託事業収入、255万4,000円の増額。5項、雑入、153万4,000円の増額でございます。

79ページにまいりまして、21款、1項、村債は510万円の減額。

22款、1項、自動車取得税交付金は74万4,000円の減額。

合計1億900万円の減額となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

ます。

議案書80ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、2,338万円の減額。3項、戸籍住民基本台帳費、83万8,000円の減額。

3款、民生費、1項、社会福祉費、624万4,000円の減額。2項、児童福祉費、58万4,000円の減額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費1,000万円の減額。2項、清掃費113万6,000円の減額。

6款、農林業費、1項、農業費、311万2,000円の減額。2項、林業費245万8,000円の減額。

7款、商工費、1項、商工費は571万5,000円の減額。

8款、土木費、1項、道路橋梁費は1,221万3,000円の減額。3項、住宅費は85万5,000円の減額。4項、都市計画費は48万6,000円の減額でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費は95万5,000円の増額。3項、中学校費は153万円の減額。4項、社会教育費、130万円の減額。

12款、1項、公債費は273万4,000円の減額でございます。

14款、1項、職員費、3,727万円の減額。

歳出の合計1億900万円の減額でございます。続いて、議案書81ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正は、第2表、繰越明許費補正のとおり、1件の事業を追加しようとするのでございます。

最後に、議案書82ページをお願いいたします。

地方債の補正は、第3表、地方債補正のとおり5本の地方債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

す。

○議長（児玉眞澄君） 承認第9号、承認第10号、承認第12号及び承認第13号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書129ページをお開き願います。

承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付けで、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号です。

議案書130ページをお開き願います。

令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,780万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,800万円にしようとするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

議案書131ページ第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明いたします。

歳入は3款、国保支出金、1項、国保補助金7,000円の増額。

4款、道支出金、1項、道補助金は1,302万7,000円の減額。

5款、繰入金、1項、繰入金は480万円の減額。

7款、諸収入、3項、雑入は2万円の増額です。

次に歳出です。

132ページをお願いいたします。

歳出では1款、総務費、1項、総務管理費、380万3,000円の減額。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、902万円の減額。2項、高額療養費、444万6,000円の減額。3項、移送費、1,000円の減額。

4項、出産育児諸費、50万円の減額。5項、葬祭諸費、3万円の減額で、計1,399万7,000円の減額です。

133ページから142ページまでは、事項別明細書となっております。

続きまして、143ページをお願い願います。

次に、承認第10号、専決処分につき承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和5年度村立診療所特別会計補正予算第5号です。

議案書144ページをお伺いします。

令和5年度村立診療所特別会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,580万円にするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

145ページ、第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明いたします。

歳入は、1款、診療収入、1項、外来収入、175万5,000円の増額。

2款、その他の診療収入45万円の増額で計220万5,000円の増額です。

3款、道支出金、1項、道補助金、150万5,000円の減額。

4 款、繰入金、1 項、繰入金は770万円の減額です。

次に歳出です。146ページをお願いします。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は250万円の減額。

2 款、医業費、1 項、医業費は450万円の減額です。

147ページから152ページまでは事項別明細書でございます。

続きまして、議案書169ページをご覧ください。

承認第12号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号でございます。

170ページをお開き願います。

令和5年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,010万円にするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

171ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明いたします。

3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は50万円の減額です。

次に、172ページをお願いします。

歳出は、2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金、50万円の減額です。

173ページから175ページは、事項別明細書の内容でございます。

次に177ページをお開き願います。

承認第13号、専決処分につき承認を求めることについて。本件は緊急執行を要したので地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日続いで、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号でございます。

178ページをお開き願います。

令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,190万円にしようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出補正予算によります。

179ページ、第1表、歳入歳出予算補正により、歳入からご説明いたします。

歳入は、1 款、診療収入、1 項、診療収入、42万円の増額。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は4万円の減額。

3 款、繰入金、1 項、繰入金は70万円の減額。

5 款、諸収入、1 項、雑入は2万円の増額です。

180ページをお願いします。

歳出です。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は20万円の減額。

2 款、医業費、1 項、医業費は10万円の減額です。

181ページから186ページまでは事項別明細書でございます。

以上、承認第9号、承認第10号、承認第12号、承認第13号のご説明を申し上げました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 承認第11号については、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書153ページをお願いいたします。

承認第11号、専決処分につき承認を求めることについて。緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定による報告し、議会の承認を求めるものです。

内容について、ご説明申し上げます。

154ページをお願いいたします。

令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、1億1,340万円とするものです。

155ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出補正予算により、ご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金、216万7,000円の減額。2 項、国庫補助金、226万4,000円の減額。

4 款、1 項、支払基金交付金、975万2,000円の減額。

5 款、道支出金、1 項、道負担金、411万4,000円の減額。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金、320万円の減額。2 項、基金繰入金、350万円の減額。

8 款、1 項、繰越金199万7,000円の増額です。

156ページをお願いいたします。

歳出をご説明申し上げます。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、2,750万円の減額。2 項、高額介護サービス等費、130万円の減額。3 項、特定入所者介護サービス等費、140万円の減額。

3 款、1 項、地域支援事業費、40万円の減額。

6 款、1 項、積立金、760万円の増額です。

以上で承認第11号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

なお、室温が大分上がってきているようですので、暑いようであれば上着は脱いでいただいても結構です。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質疑にあたっては、質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は、要点を明確に簡潔に発言してください。

○議長（児玉眞澄君） 質疑はありませんか。2 番、木村一俊議員。

○2 番（木村一俊君） 85ページです。第1款、村税、1 項、村民税、1 目、個人、2 節、滞納繰越分についてですが、調定見込み額と件数を教えてください。

その下、2 目、法人、2 節、滞納繰越分、同じく調定見込み額と件数を教えてください。

それから、2 項、固定資産税、1 目、固定

資産税、2節、滞納繰越分、同じく調定見込み額と件数を教えてください。

それから、上に戻って1節、現年課税分の償却資産642万7,000円という減額になっていますけども、この大まかな理由を教えてください。

それから97ページ、13款、使用料及び手数料、1項、7目、土木使用料、3節、村営住宅の滞納繰越分についても、調定見込み額と件数を教えてください。

それから99ページ、14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費国庫負担金ですね、国民健康保険基盤安定負担金、6号補正で1,000円なんですけど予算を付けたものがまったく使われていないと。同じく101ページにも民生費の道負担金で国民健康保険基盤安定負担金として6号補正で5,000円ですけど、補正したものが二つほど使われていないので、どういう事情で使っていないのか、その理由を教えてください。

それから109ページ、20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入、1節、雑入の説明の中で、10万1,000円と4万2,000円の二つの旅費支弁金があるんですけど、どういうことなのかを説明をお願いいたします。

当初の予算で支弁金10万円見ているんですけど、これはどちらの方の支弁金のことなのかを説明してください。

それから、2目の過年度収入が39万9,000円ということですが、過年度収入の内容、どういふことで収入されたのか説明していただきたいと思います。

それから歳出になりますが、119ページ6款、林業費、2項、林業費、1項、林業振興費において、7節、8節、13節の全て、18節の地域おこし協力隊、研修等負担金、ついで

に富良野地区森林組合創設50周年記念の賛助金、この予算が使われていなかったんですけど、せっかく予算付けたのに全く使われていない、その事情を教えてくださいたいと思います。

今のところで、林業担い手対策事業補助金も、126万円予算計上していたんですけど、使われたのが36万円くらいということで、執行残が多いんですけど、事業選択かそういうところに問題があったのかどうか、そのへんの説明をお願いいたします。

121ページ、7款、商工費、1項、商工費、1目、商工振興費、18節、負担金のところで、商工振興事業補助金、50万円の予算を付けてあったんですけど、残りが30万円と、たった20万円しか使われなかった。

地域企業振興事業補助金、210万円当初予算を取っているんですけど、残っている部分が半分以上の123万5,000円と結構残しているんですけども、こういうのは予算の付け方に問題があったんじゃないかといつも聞いているんですけども、そのへんの答えをお願いいたします。以上であります。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） まず、85ページ、歳入、村税です。1款、村税、1項、村民税、1目、個人、そのうちの2節、滞納繰越分の見込みと実績はいかがかということだったかと思います。

件数につきましては、均等割が7件、所得割が27件という実績になっております。

2目の法人の滞納繰越分でございますけれども、こちらの実績は3件ということでございます。

あと、固定資産税の償却資産、こちらが減額になっているのはなぜかということでございますが、こちら、法人分の償却資産の減価

償却費の減少というものが大きいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） ご質問にお答えいたします。

97ページ、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、7目土木使用料、3節、滞納繰越分ですけれども、こちらにつきましては、滞納分全て納入いただいたということから、調定見込み額、件数それぞれございません。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） ご説明をいたします。

議案書119ページです。

6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費の7節、報償費、捕獲技術安全講習会等講師謝礼ということですが、これは大学等の有識者を招いて、安全講習会を開催するという内容でございますが、野生鳥獣専門員がその代わりに講師になっておりますので、支出をしなかったということでございます。

併せて、その下の猟区管理運営委員会謝礼については、猟区管理運営委員会を书面決議、书面開催ということで開催をしておりますので、謝礼の必要がなかったということでございます。

次に、13節、使用料及び賃借料、村有林整備重機賃借料でございます。

これについては、占冠地域林業振興事業の中で森林施業プランナーが集約化した主伐等の施業地に高性能林業機械を活用するということで、その高性能林業機械のレンタルの経費ということで250万円を見込んでいたところでございます。

結果、集約化の規模等が面積が小さくなっ

たということで、記載した金額になっているということでございます。

次に、18節、負担金補助及び交付金でございます。地域おこし協力研修等負担金ですけれども、これについては研修会に参加をしなかったということでの額になっております。

その次の富良野地区森林組合創立50周年記念事業賛助金についてですが、これは富良野地区森林組合の50周年記念事業を開催するにあたって、森林組合の理事長などから各管内の市町村に対して、開催にあたっての賛助金の要望がされたところでございます。それに基づいて予算化をしましたが、占冠以外のいくつかの町から賛助金の予算化ができなかったということをお聞きしておりまして、結果的に賛助金が不要になったという結果ということです。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書109ページ、過年度収入の内容でございますが、北海道電力株式会社からの入金でございます。

右左府発電施設の水利使用料の令和4年度分ということで、令和5年度6月6日に収入になったということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書121ページになります。

7款、1項、1目、商工振興費、18節、負担金補助金及び交付金の中の、まず、商工振興事業補助金30万円の減額でございますけれども、こちらにおきましては、商工会、それから商工業者の申請に基づきまして、速やかに対応するために、食と観光推進事業で20万円、村活性化事業で30万円、計50万円の予算を計上しておりましたけれども、この取り組

みが二つの事業を合わせまして、約14万4,000円の事業実績であったために、執行残が生じてしまったということでございます。

こちらについては、令和6年度予算でこれまでの実績も鑑みまして、20万円減の30万円に減額をいたしまして、令和6年度の事業を進めていきたいと考えております。

それから、二点目の地域企業振興事業補助金123万5,000円の減額でございますが、こちらについては、村内企業、既存事業の人材育成支援、それから雇用支援等に対応する補助金でございます。村内企業からの申請に、こちらでも速やかに対応するために、人材育成支援分で60万円、雇用支援分で100万円、それから特産品開発支援分として50万円を計上しておりました。合わせて210万円となります。

実績といたしまして、人材支援分で32万9,000円、雇用支援分で50万円の実績がございましたが、特産品開発支援ということで、こちら執行がなかったということにより、合わせまして123万5,000円の執行残が生じたということでございます。こちらの事業につきましては、既存事業の企業の申請に基づくものでありますから、この予算の有効活用をいただけるように、村としてはPRに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員のご質問でございます。

85ページの固定資産税の滞納繰越分の実績件数につきましてもご質問されていたかと思えます。こちらにつきましては18件ということでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君、

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

14款、1項、1目、民生費、国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金、産前産後保険税分1万円と、15款、1項、民生費、道負担金の国民健康保険基盤安定負担金、産前産後保険税分5,000円の額が不要になった理由でございますけれども、これにつきましては、この制度が令和5年度において制度を制定しまして、その制度制定に伴いまして、補正で対象者1名を見込んで予算を計上させていただきましたが、国への報告時点で対象者がいなかったために歳入がなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 総務課長の調定見込み額の総額を教えてくださいなかつたのもう一回言います。

85ページ、1款、村税、1項、村民税、1目、個人、2節、滞納繰越分の請求書出した総額です。調定見込み額。それと同じく、法人についての調定見込み額の総額。

それから、2項、固定資産税、1目、固定資産税、2節、滞納繰越分の調定の見込み額、総額いくら残っているかを教えてください。

それから109ページの20款、諸収入、雑入の関係ですが、10万1,000円の旅費支弁金と4万2,000円の旅費支弁金が出ているわけなんですけれども、どういう内容で出ているのか。当初予算の旅費支弁金というのが、10万円というのが載っているわけなんですけれども、これはどっちの予算の方の支弁金なのか、そういうことが答弁されていなかった感じがします。

あと、林業振興室長のところで120ページ、林業担い手対策事業補助金の関係で、予算が126万円あったんですけれども、実際使われたのが36万円だったと。執行残が多いけど、どういうことで多くなったのか、ということをお聞きしたんですけれども、その答えがなかったのをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 個人、法人、固定資産の滞納繰越分の調定額ということでございます。

まず、個人の滞納繰越分の調定額から、423万4,264円。法人につきましては、28万5,000円。

固定資産税が1,365万3,235円となっております。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 109ページの旅費支弁金の関係でございます。

旅費支弁金の10万1,000円の増額に係るものは、村長の旅費の関係で、村長が上川町村会ですとか治山林道協会等役員を担っている団体より支給があった場合に、支弁金として受けているものでして、それが10万1,000円の増額ということで、当初予算の10万円についても村長の旅費支弁金ということで予算計上したものでございます。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） 今、企画商工課長から治山林道協会というお話が出たんですが、この4万2,000円の方が、治山林道協会であったり、林業関係団体の村長の出張に係る支弁金ということになってございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長、杉村政彦君。

○林業振興室長（杉村政彦君） 失礼しました。120ページの林業担い手対策事業助金のご質問でございます。

林業担い手対策事業の目的は、年間150日以上就労をする新規の林業労働者を雇用した企業、事業者に対して技術指導に係る経費ということで、1日1,000円、上限は年間150日、3年以内ということの上限を設けてございます。

もう一つは、その新規の林業労働者を雇用した企業が、その従業員に対して、住宅費の補填をしていることを条件にして、住居費に関わる経費、上限は月1人2万円で、期間は3年以内ということで交付をしているものでございます。

林業労働者の新規の雇用者数が伸び悩んでいるということの結果、このような数字になるということの内容でございます。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 3点伺います。

まず101ページ、15款、2項、1目、1節、総務管理費道補助金の市町村生活バス路線運行費道補助金、こちらの算定基準と減額の理由を伺います。

2点目、113ページ、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費の中の委託料と負担金、18節の負担金補助及び交付金、この金額が当初予算から使われていないということになると思いますが、12節、委託料は、前回補正したところからまた使用せずに減額ということなのかと思うんですけれど、これはそのまま次年度に繰り返しされるわけではなく、使わずに済んだということなのか伺います。

125ページ、10款、4項、3目、コミュニ

ティプラザ管理費の10節、需用費、光熱水費ですが、当初予算で110万6,000円だったところから、90万円の減額ということなので、実質に20万円ちょっとで済んだのかなというところだと思うんですが、これ大幅に節約できる要素があったのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、鈴木智宏君。

○農林課長（鈴木智宏君） すいません、先ほど木村議員のご質問で、4万2,000円の雑入の答弁で間違いがございましたので、訂正させていただきます。

林業関係は村長ではなく、野生鳥獣専門員の北海道のヒグマ保護管理検討委員会の委員に対する費用弁償でございました。大変申し訳ございません。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長、木村恭美さん。

○教育次長（木村恭美君） 下川議員の質問にお答えいたします。

125ページ、10款、4項、社会教育費、3目、コミュニティプラザ管理室の光熱水費の90万円の減額でございますが、この間、1回補正させていただいた時の試算で、政府の補助金がなくなるということで多少多く見ていたものが、補助が継続となっておりますので、その分の減額になったということで、節約とかではありません。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えいたします。

101ページ、15款、2項、1目、総務費道補助金、1節、総務費道補助金の市町村生活バス路線運行費道補助金84万5,000円の減額の理由でございます。

すみません、手元に要綱とか持っていない

ものですから、減額の理由だけ述べさせてもらってよろしいですか。

こちらの減額については、令和5年度の北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱というのがございまして、この要綱において、公益生活バス路線運行維持対策事業費補助金の経過措置終了ということで、トマム線が補助対象を満たさなくなったということで今回減額をしておりますので、一応6年度では確か予算は計上しておりますけれども、今年度はどのような状況になるかが不透明でしたので予算計上をさせていただきますけれども、もらえない可能性も6年度であるということでご報告だけさせていただきます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 下川議員のご質問にお答えさせていただきます。

2款、3項、1目の戸籍住民基本台帳費の委託料と負担金、補助及び交付金の関係でございますけれども、委託料につきましては、6年度へ繰り越しする部分のうち、不用額として生じた部分の減額を今回させていただいております。

18節の負担金及び交付金の49万4,000円につきましては、通知カード等の事務の委託交付金で、実績に基づきまして国の方で試算されてその額が請求されまして、市町村で支出するものでございますけれども、令和5年度においては実績がなかったということで、全額不用額として減額をしているところであります。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 112ページ、歳出で、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一

般管理費で、18節、負担金補助及び交付金の中の、富良野広域連合負担金が大幅に減額になっておりますが、この理由をお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） ご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、広域連合の負担金の中で、もちろん消防職員の共済費等を見ているわけですが、こちらの退職手当の積立金については、定年延長の関係で、2分の1の支払いで良くなったということが最も大きな理由と。あとは、前年繰越金の構成市町村に対する配分で、こういった大きな数字になったということでございます。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第8号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第9号、

専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第10号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第12号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第13号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第17 承認第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第17、承認第14号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書189ページをお願いいたします。

承認第14号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も専決処分に関するものでございます。議案書190ページをお願いいたします。

本件は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、文言の追加及び整理を行うものでございます。

施行日は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

これで提案理由の説明を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説

明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第14号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第14号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第18 承認第15号

○議長（児玉眞澄君） 日程第18、承認第15号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書191ページをお願いいたします。

承認第15号、専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件も専決処分について 議会の承認を求めるものでございます。

議案書192ページをお願いいたします。

本件は、令和6年度占冠村一般会計補正予算第1号で、歳入歳出それぞれ970万円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億1,170万円としようとするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書193ページをお開きください。

歳入からご説明申し上げます。

10款、1項、地方交付税、698万5,000円の増額。

19款、1項、繰越金271万5,000円の増額。

歳入合計970万円の増額でございます。

194ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款、総務費、1項、総務管理費は8万2,000円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は1,000円の増額。

7款、商工費、1項、商工費は961万7,000円でございます。

歳出合計970万円の増額となっております。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 201ページ、7款、1項、1目、商工振興費の11節、役務費、こちらの広告料230万、どのような使われ方なのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書201ページ、7款、1項、1目、商工振興費の11節、

役務費の広告料、230万円となりますけれども、こちらについては地域おこし協力隊を募集するにあたりまして、民間のマイナビサイト、こちらの広告に掲載するための費用でございます。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） マイナビサイトを利用するということですが、どのような掲載期間でこの金額になるのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） こちらの掲載期間は、ごめんなさい、細かい数字は頭にないんですけど、期間としましては7月いっぱいまでの期間、3か月で7月いっぱいまでの掲載期間となっております。

○議長（児玉眞澄君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時07分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） お時間をいただき申し訳ございません。期間は4月30日から7月末までの期間となっております。

○議長（児玉眞澄君） 4番、下川園子議員。

○4番（下川園子君） 単純に3か月だと高いなって感じるころではありますけれども、他と比べてもマイナビさんを使うことが良かったという基準と、費用対効果は得られるだろうという考えのもとで当然使われるとは思いますが、そのあたりはどのような検討がなされたのでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長、平岡卓君。

○企画商工課長（平岡卓君） まず、地域おこし協力隊の募集に関わりまして、村のホームページ、それからジョインという地域おこ

し協力隊の募集サイト、そういったものに広告して募集を基本的にはするんですけども、現状なかなかその募集だけでは応募がないというのが、これまでの村の実績としてあったものですから、この広告費用、地域おこし協力隊の募集費用につきましては、国の特別交付税措置がありますので、そちらの財源を利用して民間のマイナビサイトを利用したということでございます。

確かに効果というご指摘があるのかもしれませんが、単にその募集広告を載せるだけではなくて、そこに何らかの興味を示した方がいた場合に、このマイナビサイトの方からアプローチをかけていただくようなシステムになっておりまして、より興味を持っていただいて、募集、応募、それから採用につなげることができやすいということで、このマイナビサイトを活用させてもらったということでございます。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第15号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、承認第15号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第19 報告第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第19、報告第1号、令和5年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書203ページをお願いいたします。

報告第1号、令和5年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告するものでございます。

内容につきましては、令和5年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総額3,970万1,000円、合計4本の事業を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎日程第20 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第20、議案第1号、動産購入契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長、小

林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書205ページをお願いいたします。

議案第1号、動産購入契約を締結することについて。

次のとおり動産購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、契約の目的、除雪トラック購入。2、契約の方法、氏名競争入札、3社で行なっております。3、契約の金額、6,237万円。4、契約相手方、旭川市末広一条15丁目5番26号、UDトラックス北海道株式会社旭川支店、支店長、押切隆。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第21 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第21、議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書207ページをお開き願います。

議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について。地方自治法第291条の3、第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり改正する。令和6年6月20日提出、占冠村長田中正治。

本件につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴

い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を改正することについて、地方自治法第291条11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、被保険者証の廃止に伴う既定条文の改正を行うため、広域連合の処理する事務について規定している第4条の条文の改正、第19条広域連合の経費の支弁の方法を規定している文言の整理、関係市町村が行う事務に規定している別表第1の削除でございます。

施行期日は、地方自治法第291条の3、第1項の規定による北海道知事の許可の日からであります。

以上、ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第22 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第22、議案第3号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書209ページをお願いいたします。

議案第3号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正するもので

あります。

内容につきましては、児童に対する保育士の配置人数が改定になるため、第29条第2項第3号、20人を15人に、同項第4号中、30人を25人に改めるものです。他条文は同様に改めるものであります。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上ご提案申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第23 議案第4号から

日程第26 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第23、議案第4号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第2号の件から日程第26号議案第7号令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号までの件4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第4号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書211ページをお願いいたします。

議案第4号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

令和6年度占冠村一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ6,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,400万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の追加、変更及び廃止は、第2表、地方債補正によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書212ページをお開きください。

歳入からご説明申し上げます。

9款、1項、地方特例交付金、593万1,000円の増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、15万円の増額。2項、国庫補助金、1,608万1,000円の減額。

15款、道支出金、1項、道負担金は7万5,000円の増額。

16款、財産収入、2項、財産売払収入は100万円の減額。

18款、1項、繰入金、250万円の増額。

19款、1項、繰越金、75万2,000円の増額。

20款、諸収入、3項、貸付金額元利収入は242万3,000円の増額。4項、受託事業収入は40万円の増額。

21款、1項、村債は6,715万円の増額でございます。

歳入合計6,230万円の増額計上でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

議案書213ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費、4,098万9,000円の増額。2項、徴税費、22万8,000円の増額。3項、戸籍住民基本台帳費、325万4,000円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費、853万円の増額。2項、児童福祉費、120万7,000円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は74万3,000円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費、602万9,000円の増額。

8款、土木費、3項、住宅費、46万8,000円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費、46万

9,000円の増額。2項、小学校費、13万4,000円の増額。3項、中学校費、24万9,000円の増額。

歳出の合計6,230万円の増額計上でございます。

続きまして、214ページをお願いいたします。

地方債補正は、214ページから216ページの地方債補正のとおり、地方債を追加するものが1本、変更が4本、廃止が1本となっております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第5号から議案第6号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書237ページをお開き願います。

議案第5号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、提案内容のご説明を申し上げます。

令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,080万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

238ページ、第1表、歳入歳出予算補正による歳入からご説明いたします。

4款、道支出金、1項、道補助金は20万円の増額。

6款、繰越金、1項、繰越金は10万円の増額。

239ページ、歳出は、1款、総務費、1項、総務管理費、3万2,000円の増額。

5款、保健事業費、1項、特定健康診查等事業費は26万8,000円の増額です。

240ページから244ページまでは、事項別明細書となります。

続きまして、245ページをお開き願います。

議案第6号、令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号について提案内容のご説明を申し上げます。

令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,290万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

246ページ、第1表、歳入歳出予算補正による歳入からご説明いたします。

3款、繰入金、1項、繰入金、30万円の増額です。

247ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費、30万円の増額です。

248ページから250ページまでは、事項別明細書となります。

以上ご提案申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第7号については、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書251ページをお願いいたします。

議案第7号、令和6年度占冠村下水道事業補正予算第1号についてご説明いたします。

令和6年度占冠村下水道事業会計予算第4条、本文括弧書き中、不足額2,477万4,000円を不足額2,693万円に当年度分損益勘定留保資金1,517万4,000円を当年度分損益勘定留保

資金1,733万円に改め、資本的支出の予定額の一部を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、既決予定額、2,079万7,000円。

補正予定額、215万6,000円。

計2,295万3,000円です。

企業債、第3条は、予算第5条に定めた企業債の表に起債の目的であります、資本費平準化債、限度額、910万円の記載が漏れていましたので、追加するものでございます。

252ページです。

こちらは、令和6年度占冠村下水道事業会計補正予算第1号、実施計画書になります。

253ページは、令和6年度占冠村下水道事業会計補正予算第1号の明細書になります。

続きまして254ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュフローでございます。

ここでは、業務活動の実施による資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支を記載しておりまして、業務活動によるキャッシュフローは2,541万8,000円。

2の投資活動によるキャッシュフローは、業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却の収支を記載するものでございます。

投資活動によるキャッシュフローは、マイナス1,636万7,000円。

3の財務活動によるキャッシュフローは、増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支を記載しております。

財務活動によるキャッシュフローは、マイナスの840万7,000円でございます。

下から2行目の資金期首残高、これは3月31日現在の金額でございますが、2,714万7,479円でございます。

続きまして、255ページ、貸借対照表でございます。

こちら資産の部、1、固定資産から下の方にいきまして、2の流動資産、ここまです土地、建物、権利、預金など下水道事業の所有財産を記載しているものでございます。

有形固定資産の合計としましては、企業会計により引き継いだ固定資産の額で7億3,130万9,046円でございます。

2の流動資産にいきまして、(1)の現金預金、先ほど申し上げました、254ページの下から2行目の、資金基首残額と同額になっておりまして、2,714万7,479円。

(2)の未収金でございます。

こちらにつきましては、3月31日までに入金にならなかった金額を計上しておりまして、335万4,995円でございます。

資産の合計としましては、7億6,234万1,520円でございます。

続きまして、255ページの一番下、負債の部から、次のページ256ページ、5の繰延収益までは、企業債など支払い義務があるものなどを記載しております。

こちらにつきましては、固定負債の合計としまして、1億9,116万5,972円。

4の流動負債(4)未払金につきましては、こちらは3月31日までに支払いが打ち切り決算によりできなかった金額を計上しておりまして、727万7,873円でございます。

負債の合計は、6億1,602万6,557円でございます。

次に、資本の部です。

こちらにつきましては、資本金や事業で得られた利益など、返す必要のない資金を記載しております。

資本合計といたしまして、1億4,631万4,963円でございます。

負債と資本の合計は7億6,234万1,520円でございます。

以上で、令和6年度占冠村下水道事業補正予算第1号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後4時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6年8月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小林 潤

占冠村議会議員 小尾 雅彦

令和6年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月21日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	動産購入契約を締結することについて
日程第2	議案第2号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正について
日程第3	議案第3号	占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	令和6年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第5号	令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第6号	令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）
日程第7	議案第7号	令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第8	意見書案第1号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
日程第9	意見書案第2号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第10	意見書案第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第11	意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第12	意見書案第5号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第13	意見書案第6号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第14		議員派遣の件
日程第15		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村	長	田中正治	副	村	長	松永英敬
総務課	長	三浦康幸	企画商工課	長	平岡卓	

農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	橘 佳 則
税 務 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室係長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	下 水 道 担 当 主 幹	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	戸 籍 担 当 主 幹	八 木 香 織
国保医療担当係長	久 保 璃 華	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
村立占冠診療所主幹	佐々木 智 猛	社 会 福 祉 担 当 係 長	川 口 晃 平
介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦	子 育 て 支 援 室 主 幹	森 田 梅 代
(教育委員会)			
教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
社会教育担当主幹	上 島 早 苗	学 校 教 育 担 当 係 長	渡 邊 舞 子
(農業委員会)			
事 務 局 長	鈴 木 智 宏		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	三 浦 康 幸		
(監査委員)			
監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	高 桑 浩

○出席事務局職員

事 務 局 長 高 桑 浩 主 査 田 中 健士郎

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。本日もよろしく願いいたします。

なお、本日も室温が上がるのが予想されますので、上着は脱いでいただいても結構です。

ただいまの出席議員は、8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎訂正の申し出

○議長（児玉眞澄君） なお、議事進行の前に、ここで、昨日行われました藤岡議員の一般質問での学校林に関する答弁について教育長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 昨日の藤岡議員の一般質問におきまして、学校林の箇所数と管理に関する私の答弁に際し、旧占冠小学校の学校林の面積を0.44ヘクタールと答弁いたしましたが、正しくは旧占冠小学校林はクテクンナイ及びパンケシュルの2か所で合計1.89ヘクタールの誤りでございます。

また、中央小学校の学校林を売り払ったと答弁いたしましたが、正しくはタンネナイにありました、占冠中学校の学校分収造林地の誤りでしたので訂正いたしたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡議員、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 議事を進行します。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、動産購入契約締結することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 全員協議会でも議案第1号については質問させていただきましたが、今回の除雪トラック購入に際して、要旨の26ページに過疎債の変更の補正もあるんですけれども、当初予算だと思いますが、補正前は2,120万円で、今回のこの除雪トラックの購入に対して地方債補正で5,040万円。2,920万円の増額です。

仕様等については、今までの除雪トラックの内容と同様だということで聞いておりますが、ここまで契約金額が跳ね上がった経緯ですとか、あと、増額になって一応起債の残額が差額として1,197万円あるんですが、これ一般財源になるのか、その辺の財源の内容について確認させてもらいたいと思います。

あと、このトラックの購入に際して、納期が今年の冬先までは間に合わず、年明けの3月くらいになるのではないかという話で、既存の除雪トラックをその間使用して除雪業務にあたるという説明でした。

確かに更新を過ぎているくらい古い除雪トラックですから、修理費用も多大にかかってこれまで運用してきたと思われるのですが、状態として今年の冬、修理してでも乗り切れるのか、そのへんの経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） まず一点目の除雪トラックに係する金額の上昇ということ

でございますけれども、確かに現在使っております除雪トラックにつきましては、平成16年度に購入しております。この時の納入金額は確か2,900万円くらいでしたので、それから比べますとかなり金額の方は上昇していると。

これにつきましては、物価高ですとか、部品の金額の高騰ということもありますし、このUDトラックは、外国のボルボの100パーセント子会社ということもありまして、海外の部品を使っているということもあるかと思っています。そういったところで金額の上昇があるものと我々も思っております。

また、それに加えて、全員協議会の時のご説明いたしましたけれども、現在の除雪トラック、路面整正装置につきましては、進行方向に向かって左側、一定方向しか向いていないわけですが、アングリンググレーラーと申しまして、自在に動くものに機種を選定しておりますので、そういったところでも金額の上昇があるのかなと思っております。

続きまして、財源の関係ですが、今回の補正予算でも提案をさせていただいておりますけれども、除雪トラックに関しまして、防災安全交付金を要望しております。

この交付金は地域における総合的な防災、減災、老朽化対策を推進するための事業でございます。

ただ、この社会資本総合整備事業になるわけですが、予算の重点配分というものがございまして、五つほど重点項目がありまして、代表的なもの一つだけ申し上げますと、国土強靱化地域計画に基づく道路整備等の事業、こういったものに重点配分をされているということになっております。

我々も昨年度から担当の方でヒアリングを受けて、関係機関と協議をさせていただいて、どのような財源がいいかというところで調整

を行なってきた中で、防災安全交付金が国費率が3分の2ということで、当初要望をしておりました。

実際に内示が来たときには、配分額が1,333万8,000円でございます。推測ですが、この交付金に要望する自治体が相当数あり、多分重点配分するところに多くのお金が行ってしまったのかなという思いがあります。

詳細については我々もわからないんですが、一応我々の方ではそのような推測をしております。今回の内示額が出ておりますので、今回の補正で交付金の方を減額させていただいて、その不足については起債の方で充当するという形で、補正の方を組ませていただいております。

三つ目の車の納期は、令和7年3月20日が納入期限でございます。

現在の車の状態はどうかというところでございますけど、平成16年度に納入されてから21年が経過しております。経年劣化や老朽化によりまして、毎年修繕が発生しているような状況でございます。

また、前輪部分の車軸付近からオイルの、若干ではありますけど漏れ等も確認されておりますが、除雪作業には支障がないというふうに判断して、これまでも使用してきているところでございます。

こういった古い車ですので、車検については毎年受けているわけではありますのが、不良箇所があれば整備を行なって、新しい機械が納入されるまでの間、何とか使っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 財源の内訳でいくと、社会資本整備総合交付金、これが2,913万9,000円減額ということで、今説明のあった国

の交付金3分の2で、1,300万ほどの内示だという経緯からこの金額が減額された。

過疎債の5,040万円の変更からすると、差額の1,197万円は特定財源ではなく一般財源という形になるんですね。それを再度お聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁願います。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 小尾議員のご質問にお答えいたします。

車の購入する事業費ですけれども、こちらが6,371万6,000円。今回内示がありました交付金につきましては、1,333万8,000円でございます。

残りが起債で5,040万ということになっておりまして、端数につきましては一般財源で賄うという形になります。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 7番、小尾雅彦議員。3回目です。

○7番（小尾雅彦君） すいません。単純にこの契約金額の6,237万と、今課長が説明された6,371万6,000円、この差額というのは何なんですか。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 除雪トラック購入にあたりまして、今回予算計上しております金額が6,371万6,000円でございます。

これを基に入札を行なった結果、契約金額が6,237万円でございますので、残りは執行残という形になります。わかりづらい説明で大変申し訳なかったんですけども、よろしく

お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、動産購入契約を締結することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の改正についての件を採決し

ます。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、大谷元江議員。

○1番（大谷元江君） 条例の改正ですので、中身的にはとやかくあれなんです、子どもの人数が減るということです、これに対して、保育所の人数が減るということはないのか確認させてください。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 大谷議員の質問にお答えしたいと思います。

当村の保育所で直接この条例には関係していないのですが、この条例に基づきまして、この人数に対応できるような保育所は配置しておりますので、今のところ改正されても大丈夫な体制は整えているということです。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、占冠村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、令和6年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑にあたっては質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありますか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 何点か質問します。

222ページの16款、財産収入、2項、財産売払収入、1節、生産物売払収入、ジンの作製、減額するということでこの後の方針はどうか、そこについてお聞きしたいと思います。

それから、225ページ、20款、諸収入、3項、8目の2節、農業振興資金貸付金収入、滞納繰越分が38万7,000円ということですが、貸付金の総額、件数、返済年限がどのくらいなのか、そこを教えてください。滞納繰越分の調定総額がいくらあるのか、そこを教えてください。

あと、229ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、18節の物

価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、この使い方、内容を教えてください。

最後ですけれども、230ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目の予防費の委託料で、後期高齢者のための適正服薬委託料ということで、一般会計でいって後期高齢者特別会計を使わなかった理由を教えてください。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

225ページ、20款、3項、8目、農業振興資金貸付金収入、2節、滞納繰越分の調定総額でございますが、今回の補正額と同額でございます。

1件、償還期限が令和4年度末までとなっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

230ページの4款、1項、予防費、12節の委託料で、後期高齢者医療に係る適正服薬業務推進委託料についてでございますけれども、後期高齢者医療に係る経費につきましては予防費の方でこの間も計上しておりまして、今回も予防費の方で計上させていただいております。以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書222ページ、ジンの売払収入、100万円減額の関係でございますけれども、こちらは3月定例会でも積算の誤りでお詫びをしているところでございますが、その後の方針としましては、現在村と開発に向けての委託契約を結んで、製造、開発を進めているところでございまして、村で見ていた100万円の売払収入をこの契約者との委託契約から差し引いた額で委託契約者と

契約を結び、村としては増減なしということでの積算のもと現在開発を進めているところでございます。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書229ページ、3款、1項、1目、18節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時創生臨時交付金、1,845万円の内容です。

これに関しましては、これから行われる定額減税、所得税と住民税の減税分に満たなかった人に交付するということになっております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 225ページの農業振興資金の関係なんですけど、貸付金が全部返し終わって、それが滞納繰越になっていた、それが無くなったから貸付金が全部無くなったという解釈でいいですか。貸付金の総額も聞いたんですが。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長、。

○農林課長（鈴木智宏君） 当初貸付金額が155万円ございまして、残っているのが38万7,500円ということでございます。

今月もしくは年内までに納入していただくように取り進めております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、令和6年度占冠村一般会計予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案第5号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、令和6年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第6号、令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、令和6年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号の件を議題とします。

質疑の前に、昨日行われました提案理由の説明について建設課長より訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございません。

議案書254ページでございます。

キャッシュフローの計算書になります。

誤りがありましたところを申し上げます。

2の投資活動によるキャッシュフローその下の有形固定資産の取得による支出、これが昨日の説明では、マイナスの2,079万7,000円で

すけれども、正しくはマイナスの2,295万3,000円でございます。

こちらにつきましては、今回の補正額の計上が漏れておりましたので、その分も含めまして、この金額に訂正をさせていただきたいと思えます。

投資活動によるキャッシュフローは、マイナスの1,852万3,000円でございます。

次に、3の財務活動によるキャッシュフローになります。その他会計からの出資による収入、今回の昨日お話で提案しました内容では、400万円という記載でお出ししております。これにつきましては、大変申し訳ございません。当初予算で配付しておりますキャッシュフローの計算書の数字では4,000円という誤った記載になっておりました。

こちらを訂正させていただきまして、400万円ということで訂正をさせていただきます。それに伴いまして、財務活動によるキャッシュフローはマイナスの840万7,000円でございます。

資金の増加額はマイナスの151万2,000円。

資金の期首残高は変更ありません。

資金の期末残高が2,563万5,479円でございます。

先ほど申し上げました、他会計からの出資による収入の金額の誤りがありますので、こちらにつきましても当初予算にお渡ししているものとキャッシュフローの計算書を差し替えさせていただきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、木村一俊議員。

○2番（木村一俊君） 議案書の題名ですが、先ほど議長も占冠村公共下水道事業と言ったんですけれども、公共を付けるのが正式なのか、

公共を外して占冠村下水道でいくのか、どちらが正しいのか、統一された方がいいと思うのですがどうでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 木村議員の質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません。公共という文字が抜けております。公共下水道会計事業が正しい名称であります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（児玉眞澄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和6年度占冠村公共下水道事業会計補正予算第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（児玉眞澄君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第1号から

日程第13 意見書案第6号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件から、日程第13、意見書案第6号、道教委「これからの高

校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書までの件、6件を一括議題とします。

趣旨説明を求めます。意見書案第1号について、小林潤議員。

○6番(小林潤議員) 意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、小尾雅彦。

要点をまとめて提案いたします。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日に同条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在93か国が署名し、70か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、署名、批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見書提出先、記載のとおりです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 意見書案第2号について藤岡幸次議員。

○5番(藤岡幸次君) 意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、藤岡幸次。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、木村一俊。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書。

ゼロカーボンに向かって一本の道、次の措置を講ずるよう要望する。

一つ、防災、減災対策の推進に必要な治山事業の予算を十分に確保すること。

二つ、森林づくりを担う人材育成確保などに必要な支援充実を強化すること。

他記載のとおり。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見書提出先、衆参議長他記載のとおり。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(児玉眞澄君) 意見書案第3号について、小尾雅彦議員。

○7番(小尾雅彦君) 意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小尾雅彦。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同じく、小林潤。

以下、昨年も同様の内容で意見書を提出していますので要約して提案いたします。

地方財政の充実・強化に関する意見書。

地方公共団体の現状は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策等、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

2025年政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の10項目の事項についてを求めます。

記載は、10項目であります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見書提出先、衆議院議長他8者宛てに提出予定です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）意見書案第4号について、大谷元江議員。

○2番（大谷元江君）意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、大谷。賛成者、同、小尾雅彦。賛成者、同、下川園子。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

この意見書は毎年提出されております。さらに追加された部分を読み上げさせて、提出させていただきます。

奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

記載の内容は、5項目ですが、4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

5項目を要請して、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見書提出先は、以下のとおりです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）意見書案第5号について、小林潤議員。

○6番（小林潤議員）意見書案第5号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同じく、小尾雅彦。賛成者、同じく、大谷元江。

この意見書につきましても毎年提案されていますので要点をまとめて提案をしたいと思います。

2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキング

プア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

2023年8月31日に開催された第21回「新しい資本主義実現会議」において「公労使三者構成の最低賃金審議会」で、毎年の賃上げ額についてしっかりと議論していただき、その積み上げにより2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していく」と述べられています。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2024年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

要望項目としましては、下記の3項目でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先は、記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第6号について、下川園子議員。

○6番（下川園子議員） 意見書案第6号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、小尾雅彦。賛成者、同、大谷元江。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する学級定数の改善を行なうなど、地域の高校存続を基本に希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。

そのためには、地域や子供の意見、要望を十分反映させ、地域の経済、産業、文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を作り出していくことが必要であり、次の事項について意見します。

次の事項につきましては記載のとおり、4項目提案いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月21日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで主旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第2号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択され

ました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第5号、2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第6号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

◎日程第14 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおり、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（児玉眞澄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） これで、本日の会議を閉じます。令和6年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6年8月30日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 小林 潤

占冠村議会議員 小尾 雅彦